

令和元年度修了考査 試験問題

第一問・第二問 〔会計に関する理論及び実務〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から18頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わり、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和元年度修了

令和元年度修了

令和元年度修了

第 一 問 (150 点)

あなたは、上場会社である P 株式会社(以下、「当社」又は「P 社」という。)の経理部に勤務している。当社グループは、親会社である当社並びに子会社の A 株式会社(以下、「A 社」という。)及び B 株式会社(以下、「B 社」という。)で構成されている。年度決算に当たり、部下が担当して作成中の当社の財務諸表及び連結財務諸表(金融商品取引法準拠)をチェックしている。

当社グループの X1 年 4 月 1 日から X2 年 3 月 31 日までの連結会計年度(以下、「当連結会計年度」という。)に係る連結財務諸表の作成に関して、[資料 1]から[資料 5]に記載している事項について、あなたは部下の処理未了又は処理誤りを検出している。

これらに関して、個別財務諸表の修正及び連結手続上で必要な修正を行うことについて、以下の

問題 1 から **問題 5** の設問に答えなさい。

[解答上の留意事項]

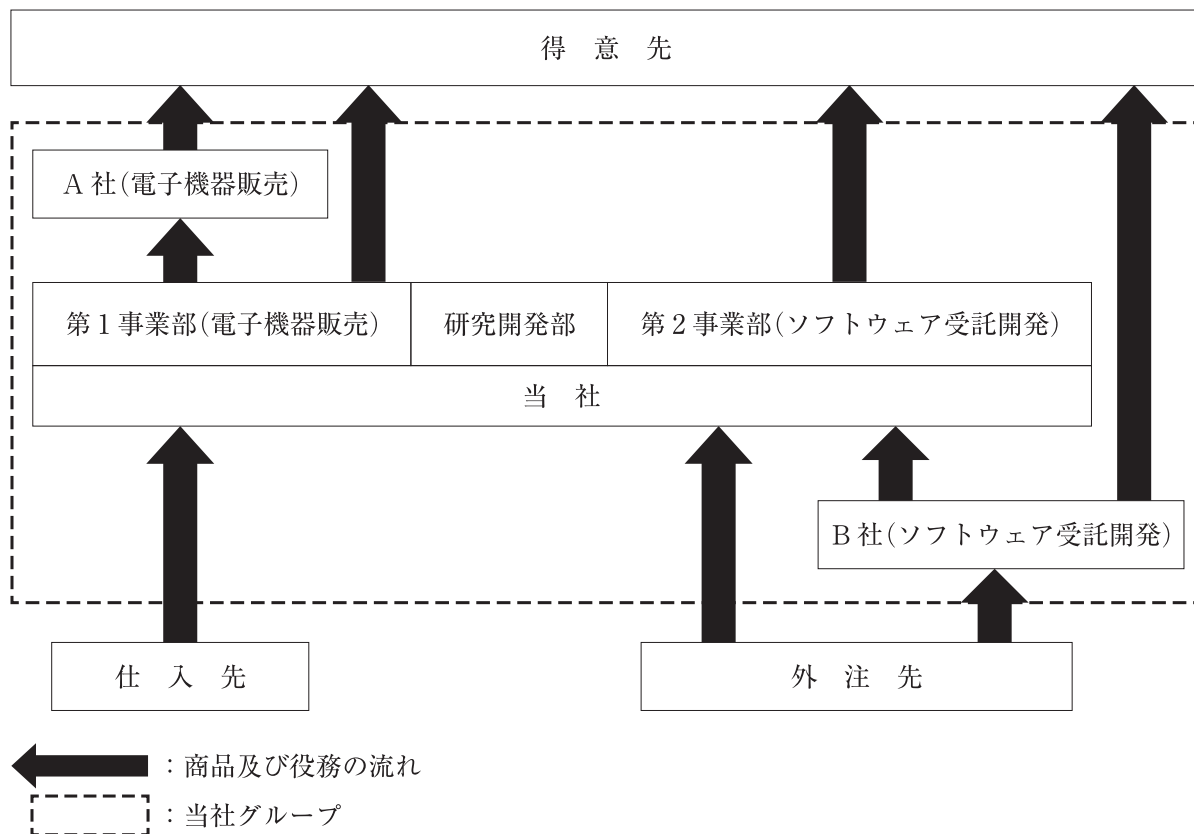
1. 会計処理及び表示に関しては、特に指示がない限り原則的方法によるものとし、特に指定のない限り金額の重要性は考慮しないものとする。
2. 仕訳に関しては、[資料 5]の勘定科目を使用するものとする。
3. 計算の過程又は計算の結果として生じた千円未満の端数は四捨五入するものとする。
4. 1 株当たり情報は銭単位未満を四捨五入するものとする。
5. その他、問題文に記載のない事項は考慮しないものとする。

[前提条件]

1. 当社グループの各社の決算日は、3 月 31 日である。
2. 当社グループ各社は、普通株式のみを発行している。当社の発行済株式総数は 2,380,000 株であり、前事業年度及び当事業年度において増減はない。なお、当事業年度期首において自己株式はなく、新株予約権等も発行していない。
3. 当社グループ連結のための個別財務諸表の修正に関しては、特に指示がない限り、当事業年度の法人税等として納付すべき額には影響がないものとする。
4. 当社グループ連結のための個別財務諸表の修正事項及び連結手続上の修正事項が税効果会計の対象となる場合は、特に指示がない限り、修正事項に係る繰延税金資産は全て回収可能であるものとする。
5. 当社グループ各社の税効果会計で適用される法定実効税率は、30 % とする。
6. 当社グループ連結のための個別財務諸表の修正事項及び連結手続上の修正事項に関しては、いずれも消費税等を考慮する必要はないものとする。

[資料1] 当社グループの事業系統図

当社グループの事業系統図は以下のとおりである。



[資料2] 当社に関する事項

当社は、電子機器の仕入販売事業を営んでおり(第1事業部)、ソフトウェアの受託開発事業も営んでいる(第2事業部)。また、新規事業化を目指して研究開発事業を行っている(研究開発部)。

1. 会計方針の変更に関する事項

第1事業部では、甲及び乙の2種類の電子機器を取り扱っている。それぞれ汎用品であり、出荷時に売上を計上している。棚卸資産の評価方法については、従来、先入先出法によっていたが、当事業年度期首において、当社の電子機器の在庫評価方法に関して、総平均法へ会計方針を変更している(税務上の手続は適切に行われている)。なお、当該会計方針の変更は、正当な理由に基づくものである。また、総平均法を過去に遡及適用することは可能である。

前事業年度の当該棚卸資産の増減について、従来の方法(先入先出法)を適用した場合及び総平均法を遡及適用した場合の金額は、以下の(表1)のとおりである。払出高は全て販売に対応するものであり、各事業年度期首の在庫は全て各事業年度中に払出されており、電子機器甲及び乙の総平均法による払出単価は、それぞれ@ 1,350千円及び@ 1,840千円である。

なお、個別及び連結決算作業としては、会計方針の変更に関する注記及び一株当たり情報の注記の作成が未了である。

(表1) 先入先出法を適用した場合と総平均法を遡及適用した場合の棚卸資産残高の増減

(単位：千円)

| | 項目 | 先入先出法 | 総平均法 |
|-------|------|-----------|-----------|
| 前事業年度 | 期首残高 | 1,449,600 | 1,515,000 |
| | 仕入高 | 4,905,000 | 4,905,000 |
| | 払出高 | 4,964,100 | 4,984,500 |
| | 期末残高 | 1,390,500 | 1,435,500 |
| 当事業年度 | 仕入高 | 4,860,000 | 4,860,000 |
| | 払出高 | 4,615,500 | 4,602,000 |
| | 期末残高 | 1,635,000 | 1,693,500 |

2. ソフトウェア受託開発事業に関する事項

第2事業部では、顧客から請負でのソフトウェアの受託開発を行っている。また、一部自社利用目的のソフトウェアの開発も行っている。

収益認識に関しては、開発契約期間が6か月超でかつ受注総額200,000千円以上の案件に進行基準(決算日における進捗度の見積方法は原価比例法)を適用し、それ以外は完成基準を適用している。また、当事業年度中に完成した案件については、全て先方の検取済である。外注費は、当社の検取時に原価計上しており、B社に対しては分割検取を行っているため、当該分割検取時に計上している。

なお、決算作業としては、受注損失引当金の計上を含む当社個別財務諸表の決算整理は完了しているが、連結内部の取引及び残高に関する相殺消去の必要な連結修正処理が未了である。

(表2) 案件別損益明細表

進行基準による案件

(単位：千円)

| 案件 | I社向け案件 | J社向け案件 | その他を含む合計 |
|------------|---------|---------|-----------|
| 受注総額 | 320,000 | 500,000 | 9,170,000 |
| 見積総原価 | 224,000 | 350,000 | 6,775,000 |
| (うち外注費) | 70,000 | 120,000 | 1,960,000 |
| 見積損益 | 96,000 | 150,000 | 2,395,000 |
| 見積粗利率 | 30.0% | 30.0% | (省略) |
| 前事業年度末実績原価 | 22,400 | 35,000 | 1,332,000 |
| (うち外注費) | — | — | 120,000 |
| 当事業年度末実績原価 | 168,000 | 175,000 | 5,533,000 |
| 当事業年度発生原価 | 145,600 | 140,000 | 4,201,000 |
| (うち外注費) | 49,000 | 60,000 | (省略) |
| 当事業年度売上高 | ? | ? | 5,840,000 |
| 外注先 | B社 | 当社グループ外 | — |

完成基準による案件

(単位：千円)

| 案件 | 完成合計 | M社向け案件 (未成) | N社向け案件 (未成) | 未成合計 |
|-----------|-----------|----------------|----------------|---------|
| 受注総額 | 2,300,000 | 135,000 | 100,000 | 235,000 |
| 見積総原価 | 1,650,000 | 94,500 | 80,000 | 174,500 |
| (うち外注費) | 380,000 | — | 60,000 | 60,000 |
| 当事業年度発生原価 | 1,323,000 | 75,000 | 70,000 | 145,000 |
| (うち外注費) | 322,500 | — | 54,000 | 54,000 |
| 外注先 | 当社グループ外 | — | B社 | — |

3. 研究開発費に関する事項

当社の研究開発部では、各種の研究開発を全て部内で行っている。また、市場販売目的のソフトウェアの研究及び開発も行っており、今後の新規事業の1つの柱にすることを考えている。第1事業部では、仕入販売している電子機器甲の内製化を視野に入れた研究や新製品の自社開発のための研究が行われており、研究活動は全て外部に委託している。第2事業部では、ソフトウェア開発に関連する研究開発活動が全て事業部内で行われている。

会計処理に関して、外部委託分については支出時に研究開発費に計上している。

なお、決算作業としては、以下の(表3)の金額を全て研究開発費に計上している状況であり、一部については適切な勘定科目に振替える作業が未了である。

(表3)研究開発費(部内・委託)の明細

(単位：千円)

| 事業部 | 金額 | 内容 | 備考 |
|-------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 第1事業部 | 75,000 | 電子機器甲を内製化するための調査費用 | 当事業年度末現在、当社検収済 |
| 第1事業部 | 55,000 | 電子機器甲の従来とは異なる使用方法の具体的な検討に係る費用 | 同上 |
| 第1事業部 | 27,000 | 自社開発中の新製品丙の試作品の設計・制作及び実験に係る費用の一部 | 当事業年度末現在、当社未検収 |
| 第2事業部 | 15,000 | ソフトウェア開発に関するユーザーからの要望等による特定のプロジェクトの仕様変更に係る費用 | 当事業年度末現在、顧客検収済 |
| 第2事業部 | 14,000 | ソフトウェア開発の品質管理活動に係る費用 | — |
| 研究開発部 | 1,074,000 | 研究開発部に係る費用の総額である。なお、左記の金額には、市場販売目的で開発しているソフトウェア「β」の製品マスターの完成までにかかった費用185,000千円及び当該製品マスター完成後に行われた機能の著しい改良のための費用35,000千円が含まれている。 | — |
| 合計 | 1,260,000 | | — |

4. 連結決算作業の過程で発見された過去の誤謬に関する事項

当連結会計年度の連結決算作業の過程で、当社決算作業に係る事項のうち、本社管理部門で使用していた一部の自社利用目的ソフトウェアについて、実際には前事業年度末時点で使用見込がなくなり、利用していなかったことが判明した。

当該ソフトウェアは前々事業年度期首に事業の用に供しており、ソフトウェア勘定に360,000千円で計上し、自社利用期間の5年で当事業年度末まで減価償却費を販売費及び一般管理費に計上済である。

会社は、本来前事業年度末に損失処理すべきであったとして、当該誤謬について当連結会計年度の報告の中で修正再表示を行うこととした。

なお、決算作業としての当該修正処理は未了である。

5. 他益信託に関する事項

当社は、従業員への福利厚生を目的として、自社の株式を受け取ることができる権利(受給権)を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付することを決定し、当事業年度期首において、当社を委託者とし、一定の要件を満たした当社従業員を受益者、信託銀行を受託者とする信託契約(決算期3月末)に基づき、金銭180,000千円の他益信託を設定している。当該金銭の用途は交付される株式の取得及び信託設定・運用に係る諸費用の支払である。なお、当社は信託の変更をする権限を有しているものとする。当該信託設定された金額は信託口として処理している。また、諸費用を資産に振替える場合には便宜的に信託口を使用するものとする。

当社は当事業年度から株式給付規程を制定しており、当該規程に基づき、従業員は受給権確定時に1ポイント当たり1株の当社株式を受け取ることができる。受託者は信託を通じて、時価156,250千円(1株当たり6,250円)で当社株式25,000株を市場から取得している(X1年4月1日)。なお、株式の取得時における付随費用はないものとする。信託では当該株式の取得時に当社株式として処理している。

当社は、期中(X1年10月1日)に株式給付規程に基づき従業員に12,500ポイントの株式給付に関する権利を割り当てた。当該ポイントは当事業年度の会計期間全体で負担することとしている。当該費用は販売費及び一般管理費の人件費に計上している。

受託者は、受給権の確定により、従業員に信託から10,000株の当社株式を交付した(X2年3月31日)。

当社の決算において、当該信託に関して上記に記載した会計処理以外は未処理である。なお、信託においては全ての処理が完了しており、上記の他、当事業年度に生じた諸費用4,000千円についても、当事業年度中に信託の財産から支払済みであり、諸費用として計上されているが、当社の決算においては未処理である。また、当事業年度においては信託が取得した株式への配当金はなかったものとする。

当該事項に関して、税効果会計は考慮しないこととする。

6. その他の事項

当社の売上債権(進行基準売掛金を除く)の貸倒損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に対して貸倒引当金を計上している。

なお、前事業年度末及び当事業年度末に貸倒懸念債権はなく、一般債権に関する前事業年度及び当事業年度の貸倒実績率はいずれも0.5%である。

[資料3] A社の商品販売事業に関する事項

A社は、当社の電子機器甲を新たな販路で販売するために前連結会計年度の3月1日に設立した100%子会社である。A社は、前連結会計年度中に販売実績はない。

A社では、当社から仕入れた電子機器甲について、当社グループ外部から仕入れたソフトウェアを出荷時にインストールした上で顧客に販売している。A社の棚卸資産の評価方法は、総平均法である。A社は、当社の近隣に所在しているため、当社の出荷とA社の検収は常に同日である。A社の当社に対する買掛金の当連結会計年度期末残高は272,160千円である。

なお、A社の決算整理作業は完了しているが、当社のA社に対する連結内部の取引高及び債権債務残高の相殺消去について、必要な連結修正処理は未了である。

(表4) A社の電子機器甲の在庫入出庫記録及び残高

(単位：千円)

| | 数量(台) | 仕入単価 | 金額 |
|-------------|-------|-------|-----------|
| 当連結会計年度期首残高 | — | — | — |
| 仕入高 | 875 | 2,000 | 1,750,000 |
| 払出高 | 756 | 2,000 | 1,512,000 |
| 当連結会計年度期末残高 | 119 | 2,000 | 238,000 |

[資料4] B社のソフトウェア受託開発事業に関する事項

B社は、前連結会計年度末まで当社第2事業部の資本関係のない外注先であったが、当連結会計年度期首に買収して100%子会社化した会社である。当連結会計年度期首の資本金は300,000千円、利益剰余金は250,000千円であり、買収時にはのれんが発生しなかったものとする。

B社では、ソフトウェア受託開発案件については進行基準(決算日の進捗度の見積方法は原価比例法)によっている。また、案件単位で原価管理しており、将来赤字が見込まれる案件については個別に今後発生する原価を見積り、当連結会計年度末に損失が見込まれる額については受注損失引当金を計上している。

B社が当社から受注したソフトウェア受託開発案件の内容は以下の(表5)のとおりである。

なお、受注損失引当金の計上を含むB社の決算整理作業は完了しているが、連結修正処理については資本連結仕訳を除き全て未了である。また、B社の見積原価や発生原価の情報は当社で把握している。

(表5) 当社向け案件の明細

(単位：千円)

| | 案件1 | 案件2 |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 収益認識基準 | 進行基準 | 進行基準 |
| 開発契約期間 | 当連結会計年度期首から2年 | 当連結会計年度期首から2年 |
| 見積収益総額 | 70,000 | 60,000 |
| 見積原価総額 | 59,500 | 40,000 |
| 見積利益 | 10,500 | 20,000 |
| 当連結会計年度発生原価 | 70,000 | 36,000 |
| 今後、完成までに要する見積原価 | 30,000 | 4,000 |
| 見直し後の見積損益 | △30,000 | 20,000 |
| 当社からの検収済金額(全て入金済) | 49,000 | 54,000 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社のI社向け案件の外注案件である。 ➤ なお、見直し後の損失に関してはB社で負担している。 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社のN社向け案件の外注案件である。 |

[資料5] 当社グループ連結財務諸表(要約連結貸借対照表及び要約連結損益計算書の要約)

要約連結貸借対照表

(単位：千円)

| 勘定科目 | 連結財務諸表 (修正前) | 修正金額 | 連結財務諸表 (修正後) |
|-------------|-----------------|------|-----------------|
| 現金及び預金 | 1,628,400 | ? | (1) |
| 売掛金 | 2,866,000 | ? | (2) |
| 進行基準売掛金 | 3,137,200 | ? | ? |
| P社株式 | — | ? | ? |
| 商品 | 1,931,500 | ? | ? |
| 仕掛品 | 145,000 | ? | ? |
| 前渡金 | — | ? | (3) |
| 信託口 | 180,000 | ? | ? |
| その他流動資産 | 163,980 | ? | ? |
| 貸倒引当金 | △13,130 | ? | (4) |
| 建物・建物付属設備 | 6,151,300 | ? | ? |
| その他の有形固定資産 | 1,169,600 | ? | ? |
| 減価償却累計額 | △4,100,000 | ? | ? |
| 土地 | 2,350,000 | ? | ? |
| ソフトウェア | 424,000 | ? | ? |
| 関係会社株式 | — | ? | ? |
| 繰延税金資産 | 407,400 | ? | ? |
| 資産合計 | 16,441,250 | ? | ? |
| 買掛金 | 2,242,160 | ? | ? |
| 短期借入金 | 800,000 | ? | ? |
| 未払法人税等 | 649,000 | ? | ? |
| 前受金 | 140,000 | ? | ? |
| 受注損失引当金 | 84,500 | ? | ? |
| 株式給付引当金 | ? | ? | ? |
| その他流動負債 | ? | ? | ? |
| 長期借入金 | 4,200,000 | ? | ? |
| 資本金 | 1,190,000 | ? | ? |
| 資本剰余金 | 1,190,000 | ? | ? |
| 利益剰余金 | 4,165,865 | ? | ? |
| その他の包括利益累計額 | — | ? | ? |
| 自己株式 | — | ? | (5) |
| 負債及び純資産合計 | 16,441,250 | ? | ? |

要約連結損益計算書

(単位：千円)

| 勘定科目 | 連結財務諸表 (修正前) | 修正金額 | 連結財務諸表 (修正後) |
|---------------------|-----------------|------|-----------------|
| 売上高(電子機器販売) | 8,394,780 | ? | ? |
| 売上高(ソフトウェア受託開発) | 10,013,000 | ? | ? |
| 売上原価(電子機器販売) | 6,151,800 | ? | (6) |
| 売上原価(ソフトウェア受託開発) | 7,373,200 | ? | ? |
| 売上総利益 | 4,882,780 | ? | ? |
| 人件費 | 776,925 | ? | ? |
| 減価償却費 | 319,500 | ? | ? |
| 研究開発費 | 1,260,000 | ? | (7) |
| 貸倒引当金繰入額 | 5,690 | ? | ? |
| 諸費用 | — | ? | ? |
| その他 | 1,193,300 | ? | ? |
| 販売費一般管理費計 | 3,555,415 | ? | ? |
| 営業利益 | 1,327,365 | ? | ? |
| 受取利息 | 1,200 | ? | ? |
| その他営業外収益 | 43,230 | ? | ? |
| 支払利息 | 60,000 | ? | ? |
| 株式交付費用 | — | ? | ? |
| その他営業外費用 | 24,000 | ? | ? |
| 経常利益 | 1,287,795 | ? | ? |
| 固定資産売却益 | 450,000 | ? | ? |
| 税金等調整前当期純利益 | 1,737,795 | ? | ? |
| 法人税、住民税及び事業税 | 643,550 | ? | ? |
| 法人税等調整額 | △182,400 | ? | (8) |
| 当期純利益 | 1,276,645 | ? | ? |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | 1,276,645 | ? | ? |

問題 1 上記[資料 2] 1. 会計方針の変更に関する事項に関連して、次の設問に答えなさい。

(1) 正当な理由により自発的に会計方針の変更を行った場合の会計方針の変更に関する注記について、変更の影響額を算定するとともに、答案用紙の括弧内に記載すべき文章を作成して、注記を完成させなさい。

なお、企業会計基準上の原則的な取扱いが可能な場合であり、表示されている連結財務諸表のうち、最も古い期間は前連結会計年度であるとする。

(2) 1株当たり情報の注記(脚注部分)について、1株当たり情報に与える影響額を算定するとともに、答案用紙の括弧内に記載すべき文章を作成して、注記(脚注)を完成させなさい。

問題 2 上記[資料 2] 4. 連結決算作業の過程で発見された過去の誤謬に関する事項に関連して、次の設問に答えなさい。

(1) 発見された過去の財務諸表の誤謬に関して、当連結会計年度の決算における修正仕訳を答えなさい。

(2) 過去の財務諸表に重要な誤謬が発見された場合の企業会計基準上の原則的な取扱いを説明しなさい。

(3) 過去の財務諸表に重要な誤謬が発見された場合の金融商品取引法上の開示の取扱いを答えなさい。

(4) 上記(2)の取扱いの実施に関連して、過去の誤謬に重要性があり過去の計算書類を訂正する必要がある場合における①会社法上の手続及び②当事業年度の計算書類の取扱いについて答えなさい。

問題 3 当社グループのソフトウェア受託開発事業に関して、以下の案件に係る連結修正仕訳を答えなさい。

(1) I社向け案件

(2) N社向け案件

問題 4 上記[資料 5]当社グループ連結財務諸表(修正後)の(1)から(8)について適切な金額を答えなさい。

問題 5

上記[資料 2] 3. 研究開発費に関する事項に関連して、研究開発費(企業結合で取得した仕掛研究開発費を除く)の会計処理について、我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準(以下、「日本基準」という。)では発生時の費用処理とされている。国際財務報告基準(IFRS)では、研究に関する支出は全て発生時の費用として認識されるが、開発に関する支出については、企業が6つの要件を全て立証できる場合に限り無形資産として認識することを求めている。

- (1) 上記の IFRS における無形資産の 6 つの認識要件を答えなさい。
- (2) 研究開発費の会計処理に関して、日本基準と IFRS の考え方の相違点について説明しなさい。

第二問 (150点)

問題 1 法人税等及び税効果会計について、以下の **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. A 株式会社(以下、「A 社」という。)は製造業を営む上場企業であり、会計期間は4月1日から3月31日までの1年間である。
2. A 社は令和2年3月期の財務諸表を作成するに当たり、自社の繰延税金資産の回収可能性を、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下、「回収可能性適用指針」という。)の分類1に該当すると判断した。
3. 法定実効税率は30.0%とする。
4. A 社の令和2年3月期の法人税等及び税効果会計に関する資料は次のとおりである。

(1) **損益計算書(抜粋)** (単位：百万円)

| | |
|--------------|--------|
| 税引前当期純利益 | 20,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 8,200 |
| 法人税等調整額 | △1,200 |
| 法人税等合計 | 7,000 |
| 当期純利益 | 13,000 |

(2) **税率差異分析用資料の一部** (単位：百万円)

| | |
|-------------------------|-------|
| 令和2年3月期発生 of 将来減算一時差異合計 | 5,000 |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 4,000 |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | 2,000 |
| 住民税均等割 | 100 |

(3) **繰延税金資産回収可能性検討表** (単位：百万円)

| 項目 | 決算期 | 令和2年3月期の将来減算一時差異残高の解消見込額 | | | | | スケジュールリング 不能 |
|---------------|-------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| | | 令和 2年 3月期 残高 | 令和 3年 3月期 | 令和 4年 3月期 | 令和 5年 3月期 | 令和 6年 3月期 以降 | |
| 一時差異等加減算前課税所得 | — | (※1) | (※1) | (※1) | (※2) | — | |
| 将来減算一時差異 | | | | | | | |
| 未払事業税(所得割) | 1,100 | △1,100 | — | — | — | — | |
| 退職給付引当金(※3) | 900 | △90 | △90 | △90 | △630 | — | |
| 建物減損損失(※4) | 2,000 | △100 | △100 | △100 | (※8) | (※8) | |
| 土地減損損失(※5) | 3,000 | — | — | — | — | △3,000 | |
| 投資有価証券評価損(※6) | 1,500 | — | — | △1,500 | — | — | |
| 子会社株式評価損(※7) | 1,000 | — | — | — | — | △1,000 | |

- (※1) 一時差異等加減算前課税所得は、将来減算一時差異の解消見込額を上回る。
- (※2) 一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間は3年と判断しているため、令和6年3月期以降の一時差異等加減算前課税所得は考慮しない。
- (※3) 退職給付引当金に係る将来減算一時差異は、最終解消見込年度までに全額解消されると見込まれる。
- (※4) 建物減損損失に係る将来減算一時差異のうち減価償却を通して解消される金額は、スケジュールリング可能な一時差異として取り扱う。
- (※5) 土地減損損失に係る将来減算一時差異は、将来のいずれかの時点で回収できることを合理的な根拠をもって説明できないため、全額をスケジュールリング不能と判断した。
- (※6) 評価損を計上した投資有価証券は、令和5年3月期中の売却を予定しており、その実現可能性及び金額の妥当性には問題がないものとする。
- (※7) 子会社株式評価損に係る将来減算一時差異は、その全額が令和2年3月期に発生し、かつ全額に回収可能性がないと判断した。
- (※8) 上記[資料及び前提条件]及び回収可能性適用指針に従って金額を算定すること。

問 1 法定実効税率と A 社の税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳、及び税効果会計適用後の法人税等の負担率について、以下の表の①から⑥に適切な語句又は数値を答えなさい。なお、比率は小数点第1位まで記載し、マイナスの場合は△を付すこと。

| | | |
|----------------------|---|--------|
| 法定実効税率 | | 30.0 % |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | ② | % |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | ③ | % |
| 住民税均等割 | ④ | % |
| ① | ⑤ | % |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | ⑥ | % |

問 2 有価証券報告書で上記 **問 1** の注記を省略できるのは、A 社の税効果会計適用後の法人税等の負担率が何%以上から何%以下の場合か答えなさい。なお、比率は小数点第1位まで記載すること。

問 3 上記[資料及び前提条件]4の(※7)で、A社は子会社株式評価損に係る将来減算一時差異に回収可能性がないと判断したが、分類1に該当する企業において例外的に繰延税金資産の回収可能性がないと判断することが適切である子会社株式評価損の具体例を答えなさい。

問 4 上記[資料及び前提条件]2で、A社は繰延税金資産の回収可能性を回収可能性適用指針の分類1に該当すると判断したが、(1)分類2、(2)分類3、(3)分類4に該当すると判断した場合の繰延税金資産計上額(回収可能性適用指針に従って計上できる上限金額)を答えなさい。

問 5 A社の経理担当者が繰延税金資産の計上額を見積るに当たり、将来の課税所得を見積る際の留意事項を具体的に述べなさい。

問題 2 国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)のIFRS第1号「IFRSの初度適用」(以下、「IFRS第1号」という。)について、以下の**問 1**から**問 4**の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. B株式会社(以下、「B社」という。)は製造業を営む上場企業であり、会計期間は4月1日から3月31日までの1年間である。
2. B社は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「連結財務諸表規則」という。)」第1条の2に掲げる要件を全て満たしたため、連結財務諸表規則第93条の規定により、指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を、来期の令和3年3月期から開示する。
3. B社は指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表に、IFRS第1号14項の「見積り」に関する遡及適用の例外、及びIFRS第1号付録D、D13項の「換算差額累計額」に関する遡及適用の免除を適用し、最低限の比較情報を開示する。

問 1 B社のIFRS移行日(企業が最初のIFRS財務諸表においてIFRSによる完全な比較情報を表示する最初の期間の期首)は、何年4月1日か答えなさい。

問 2 B社は、原則として何年何月何日時点で有効な指定国際会計基準に準拠した連結財務諸表を、令和3年3月期に開示する必要があるか答えなさい。

問 3 IFRS第1号14項の「見積り」に関する遡及適用の例外を簡潔に説明しなさい。

問 4 IFRS第1号付録D、D13項の「換算差額累計額」に関する遡及適用の免除を簡潔に説明しなさい。

問題 3 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告第 18 号」という。)について、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. 親会社である C 株式会社(以下、「C 社」という。)及び在外連結子会社である D 株式会社(以下、「D 社」という。)の会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
2. C 社は D 社株式の 100 % を D 社設立時から保有している。
3. D 社は国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠した記帳を行い、IFRS に準拠して作成した連結パッケージを C 社に提出している。
4. D 社は、平成 31 年 3 月 31 日に E 社の株式を C 社グループ外から現金 200 百万ユーロで取得した。なお、E 社は D 社の子会社や関連会社には該当しない。
5. E 社株式の評価に当たり、D 社は IFRS 第 9 号「金融商品」で認められている「公正価値の事後的な変動を包括利益計算書のその他の包括利益に表示する方法」を選択し、売却損益及び減損損失累計額をその他の包括利益累計額に表示する。
6. 連結財務諸表の作成に当たり、C 社は E 社株式を企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」における「その他有価証券」に分類し、また、E 社株式に関する連結修正額は重要性が高いと判断した。
7. E 社株式取得後の情報は以下のとおりである。
 - (1) 令和 2 年 3 月 31 日：E 社株式の公正価値は 80 百万ユーロであり、C 社連結財務諸表では実務対応報告第 18 号の適用にあたり減損処理が必要と判断した。
 - (2) 令和 3 年 3 月 31 日：E 社株式の公正価値は 90 百万ユーロであった。
 - (3) 令和 3 年 4 月 1 日：D 社は E 社株式を C 社グループ外に現金 90 百万ユーロで売却した。
8. 本問において税効果及び円貨への換算は考慮しない。
9. 仕訳には以下の勘定科目を使用し、仕訳不要の場合は借方科目欄にのみ「仕訳なし」と記載すること。

| | | | | |
|----------|--------|-----------|-----------|-----------|
| 現金 | 投資有価証券 | 投資有価証券評価損 | 投資有価証券売却益 | 投資有価証券売却損 |
| その他の包括利益 | | | | |

問 1 D 社における、(1)令和 2 年 3 月期、(2)令和 3 年 3 月期、及び(3)令和 4 年 3 月期の、E 社株式に関する IFRS に準拠した仕訳を答えなさい。

問 2 C 社における、(1)令和 2 年 3 月期、(2)令和 3 年 3 月期、及び(3)令和 4 年 3 月期の、実務対応報告第 18 号の適用に当たり E 社株式に関して必要な連結修正仕訳(ただし、開始仕訳を除く。)を答えなさい。

問題 4 企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の会社分割について、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. 親会社である F 株式会社(以下、「F 社」という。)及び国内連結子会社である G 株式会社(以下、「G 社」という。)の会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
2. F 社は、令和 2 年 3 月 31 日に保有する H 事業を G 社へ吸収分割により移転した。
3. 吸収分割直前に F 社が保有する H 事業に係る諸資産の適正な帳簿価額(株主資本相当額)は 2,000 百万円、時価は 4,000 百万円である。
4. 吸収分割直前の G 社の発行済株式数は 100 株であり、F 社はうち 60 株を G 社設立時から保有している。
5. 吸収分割直前に F 社が保有する G 社株式の適正な帳簿価額は 1,800 百万円である。
6. 吸収分割直前の G 社総資産の適正な帳簿価額は 3,000 百万円、企業価値は 4,000 百万円である。
7. 吸収分割直前の F 社個別貸借対照表は次のとおりである。

(単位：百万円)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 諸資産 | 7,000 | 資本金 | 8,000 |
| 子会社株式 | 1,800 | 利益剰余金 | 800 |
| 合計 | 8,800 | 合計 | 8,800 |

8. 吸収分割直前の G 社個別貸借対照表は次のとおりである。

(単位：百万円)

| | | | |
|----|-------|-------|-------|
| 現金 | 3,000 | 資本金 | 2,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,000 |
| 合計 | 3,000 | 合計 | 3,000 |

9. 本問において税効果は考慮しない。
10. のれんが発生する場合は、令和 3 年 3 月期から 5 年間にわたり均等償却する。
11. 仕訳には以下の勘定科目を使用する。

| | | | | | | | |
|----------|-----|-------|-----|-----|-------|-------|------|
| 現金 | 諸資産 | 子会社株式 | のれん | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 移転利益 |
| 負ののれん発生益 | | | | | | | |

問 1 F 社が受け取る吸収分割の対価が以下の場合、令和 2 年 3 月 31 日の吸収分割に係る F 社の個別財務諸表上の仕訳を答えなさい。

ケース 1 : G 社の新株発行 25 株(時価 1,000 百万円)及び保有現金 3,000 百万円の場合

ケース 2 : G 社の新株発行 60 株(時価 2,400 百万円)及び保有現金 1,600 百万円の場合

問 2 F 社が受け取る吸収分割の対価が以下の場合、令和 2 年 3 月 31 日(吸収分割後)の F 社連結財務諸表における資本剰余金の金額を答えなさい。

ケース 1 : G 社の新株発行 25 株(時価 1,000 百万円)及び保有現金 3,000 百万円の場合

ケース 2 : G 社の新株発行 60 株(時価 2,400 百万円)及び保有現金 1,600 百万円の場合

問題 5

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」について、以下の設問に答えなさい。

「収益認識に関する会計基準」の基本となる原則は、約束した財又はサービスの顧客への移転を当該財又はサービスと交換に企業が権利を得ると見込む対価の額で描写するように、収益を認識することである。その基本となる原則に従って収益を認識するために、「収益認識に関する会計基準」が示している収益認識の 5 つのステップについて、以下の①から④の空欄に適切な語句を答えなさい。

ステップ 1 : 顧客との ① を識別する。

ステップ 2 : ① における ② を識別する。

ステップ 3 : ③ を算定する。

ステップ 4 : ① における ② に ③ を ④ する。

ステップ 5 : ② を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

問題 6 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下、「金融商品会計実務指針」という。)及び会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」のヘッジ会計について、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料及び前提条件]

1. I 株式会社(以下、「I 社」という。)は、投資による子会社設立から運営、売却による資金回収までを事業の一部として行っている上場企業であり、会計期間は 4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間である。
2. I 社は、令和 2 年 3 月期にマレーシアで連結子会社の J 株式会社(以下、「J 社」という。)を設立した、また、時期は未定であるが、I 社は将来 J 社株式の全てをファンド等に売却して資金を回収する予定である。
3. I 社は、J 社株式売却時の為替リスクをヘッジするため、J 社設立と同時に、J 社株式をヘッジ対象とし、I 社の外貨建長期借入金をヘッジ手段としたヘッジ会計を、個別財務諸表及び連結財務諸表で適用した。

なお、ヘッジ手段である外貨建長期借入金とヘッジ対象である J 社株式は、相場変動に高い相関関係がある異なる通貨であるため、金融商品会計実務指針に定める有効性に関するテストは省略できない。

4. I 社は、平成 31 年 3 月期までヘッジ会計を適用したことがなく、また、令和 2 年 3 月期に他のヘッジ取引は発生していない。

問 1 I 社のように少数のヘッジ取引しか行っておらず、個々のヘッジ取引とリスク管理方針との関係を具体的に文書化することが比較的容易である場合、ヘッジ取引がリスク管理方針に従ったものであることを客観的に確認するために、ヘッジ取引開始時の事前テストで正式な文書によって明確にすべきことは何か答えなさい。

問 2 I 社のヘッジ取引時以降の事後テストについて、有効性評価の実施時期及び実施頻度を答えなさい。

問 3 このヘッジ取引が有効である場合、ヘッジ手段である I 社の外貨建長期借入金から生じた為替換算差額は、I 社の個別財務諸表及び連結財務諸表上、どの勘定科目をもって掲記するか答えなさい。なお、本問において税効果は考慮せず、ヘッジ関係に非有効部分はないものとする。

令和元年度修了考査 試験問題

第三問・第四問 監査に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から7頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりで、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和元年度修了

令和元年度修了

令和元年度修了

第三問 (150点)

問題 1 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している自動車部品メーカーである。あなたは、A 社の第 56 期事業年度(X3 年 4 月 1 日から X4 年 3 月 31 日までの期間。以下、「当期」という。)の会社法及び金融商品取引法に基づく監査を当期から主査として担当しており、期末監査手続を実施している段階である。A 社には子会社があるが、重要性がないと判定されるため、連結財務諸表は作成していない。監査における重要性の基準値は、税引前当期純利益を基礎として決定しており、売上高の期間帰属について特別な検討を必要とするリスクを識別している。

以下の[資料 1]から[資料 5]を参考にして、**問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

[資料 1] 個別財務諸表における経営指標の推移

(単位：百万円)

| | X1 年 3 月期 | X2 年 3 月期 | X3 年 3 月期 | X4 年 3 月期 (当期-速報値) |
|----------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|
| 売上高 | 8,761 | 8,552 | 7,524 | 7,417 |
| 経常利益 | 352 | 366 | 340 | 329 |
| 税引前当期純利益 | 345 | 358 | 326 | 368 |
| 当期純利益 | 207 | 266 | 219 | 209 |
| 純資産額 | 2,298 | 2,444 | 2,594 | 2,697 |
| 総資産額 | 9,324 | 8,862 | 8,704 | 9,217 |

[資料 2] 取締役会議事録の要旨及び関連事項

- ① あなたは、A 社の重要会議の議事録レビューを行った結果、X4 年 2 月 20 日開催の A 社取締役会において、以下の決議事項があることを識別した。
 - ・経費削減のため、本社を〇〇区から××区に移転する。
 - ・移転時期は、X4 年 12 月末の予定である。
- ② A 社経理担当者への質問等により以下の事実を確認した。
 - ・現在貸借中の A 社本社ビルの原状回復費用 50 百万円が次年度の予算として見込まれている。
- ③ また、過年度の監査調書を確認した結果、以下の事実を認識した。
 - ・現在貸借中の A 社本社ビルにおける設備簿価(固定資産)は、内部造作に伴う建物附属設備等 100 百万円である。減価償却を継続しており、耐用年数は満了していない。
 - ・過年度において、資産除去債務は計上されていなかった。

[資料3] 固定資産売却取引

あなたは、期末監査手続の最初に、当期の速報値により分析的手続を実施している。その過程で損益計算書項目の推移を分析し、当期に特別利益として計上されている固定資産売却益の内容を質問したところ、以下の状況が判明した。

- ・甲製品を製造している製造子会社B社(A社の100%子会社)に対して従来からA社が賃貸していた甲製品製造設備をB社に売却したことによる売却益130百万円が含まれていた。設備譲渡契約はX4年3月21日に締結していた。

[資料4] 取引先に関する情報

A社の経理担当者から、A社製品の販売先の一つであるC社がX4年4月に倒産したとの情報を得た。A社とC社は取引上の関係はあるが資本関係はない。担当者によれば、C社の信用不安等の情報は入ってきておらず、突然の印象を受けているとのことであった。あなたは、C社の状況に関する情報をインターネット等で確認したが、A社担当者から得られた情報以上の情報を得ることはできなかった。当期末の売掛金明細表を確認したところ、C社に対する債権残高は32百万円であった。

[資料5] 棚卸資産の評価

A社は、営業循環過程から外れた滞留在庫について、「棚卸資産の評価に関する会計基準(企業会計基準第9号)」第9項に基づき、以下のように一定の回転期間を超える場合に一律に帳簿価額を切り下げる方法を採用している。当該評価方法及び切下げ率は、同会計基準が適用された事業年度から継続して使用している。

| | 回転期間 | | | |
|------|----------|----------|----------|---------|
| | 1年以上2年未満 | 2年以上3年未満 | 3年以上4年未満 | 4年以上 |
| 甲製品群 | 30%切下げ | 50%切下げ | 75%切下げ | 100%切下げ |
| 乙製品群 | 10%切下げ | 30%切下げ | 50%切下げ | 100%切下げ |
| 丙製品群 | 50%切下げ | 75%切下げ | 100%切下げ | 100%切下げ |

問1 上記[資料2]を読んで、当期決算において、監査上留意して検討すべきであるとあなたが考える事項を2つ答えなさい。

問2 上記[資料3]に示す取引について、検討すべき事項及び実施すべき監査手続を答えなさい。

問 3 上記[資料4]に示す事象を監査上どのように取り扱うか答えなさい。また、その判断に当たって考慮すべき点をその理由を付して具体的に答えなさい。

問 4 上記[資料5]を読んで、この棚卸資産の評価基準について、あなたが会計上の見積りの監査を行う上で具体的に検討すべきと考える事項を答えなさい。

問題 2 以下の[資料6]を読んで、**問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

[資料6] 監査基準委員会報告書720「監査した財務諸表が含まれる開示書類におけるその他の記載内容に関連する監査人の責任」(抜粋)

1. 本報告書は、監査した財務諸表及び監査報告書が含まれる開示書類における aその他の記載内容に関連する監査人の責任についての実務上の指針を提供するものである。個々の業務の状況において別に要求される事項がない限り、bその他の記載内容は監査意見の対象ではなく、監査人は、その他の記載内容が適切に記載されているかどうかを判断する特定の責任を有していない。
9. その他の記載内容に修正が必要であるが、経営者が修正することに同意しない場合、監査人は、監査役等に当該事項を報告するとともに、以下のいずれかを行わなければならない。
- (1) 監査基準委員会報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分と cその他の事項区分」第7項に従って監査報告書にその他の事項区分を設け、重要な相違について記載する。

問 1 上記[資料6]の下線a「その他の記載内容」とは何かを説明するとともに、その具体的な内容を答えなさい。

問 2 上記[資料6]の下線bの取扱いにも関わらず、監査人は「その他の記載内容」を通読しなければならないとされている。その理由を2つ答えなさい。

問 3 上記[資料6]の下線c「その他の事項区分」とは何かを説明しなさい。

問 4 上記[資料6]に記載している場合の他、金融商品取引法に基づく監査報告書において、「その他の事項区分」に記載が必要と考えられる場合を3つ答えなさい。

問題 3 会計上の見積り項目は、経営者の判断の影響を受けることから、意図的であるか否かを問わず、経営者の偏向を含むことがある。このため、見積りの不確実性が相対的に高い場合は、重要な虚偽表示リスクは高くなる。

退職給付引当金は会計上の見積り項目の一つであるが、退職給付債務の数理計算に高度の専門的知識を要することや、制度が複雑な場合がある。

退職給付引当金に関する監査手続に関連して、以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

問 1 会社が退職給付債務の数理計算について、市販のパッケージソフトを利用している場合、計算結果の妥当性を監査人が検証するために留意すべき点を踏まえて、必要と考えられる手続を答えなさい。ただし、以下の **問 2** で設問している退職給付債務の数理計算における基礎率の妥当性の検証については対象外とする。

問 2 見積り項目の監査に当たって、監査人は経営者が使用した仮定の合理性を検証しなくてはならない。退職給付引当金項目の監査においては、退職給付債務の数理計算における基礎率の妥当性を検証する必要がある。

- (1) 基礎率のうち、割引率の検証に当たって留意すべき点を具体的に3つ答えなさい。
- (2) 割引率以外の基礎率を3つ挙げて、それぞれの検証に当たって留意すべき点を具体的に答えなさい。

問 3 監査人は、会計上の見積りを行う方法が適切であり、かつ継続して適用されているかどうか、また、会計上の見積り又はその方法に前年度からの変更がある場合には、当該変更がその状況において適切であるかどうかを判断しなければならない。未認識数理計算上の差異の費用処理年数については、正当な理由により変更する場合を除き、一旦採用した費用処理年数は継続して適用していかなければならないとされている。

監査対象会社が未認識数理計算上の差異の費用処理年数を変更しようとする場合に、監査上留意すべき点を答えなさい。

問 4 年金資産の実在性と評価の妥当性について監査人が検証するために必要と考えられるリスク評価手続及びリスク対応手続を答えなさい。

(満点 300点) { 第三問とあわせ }
時間 3時間

第 四 問 (150 点)

問題 1 A 株式会社(以下、「A 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している住宅用設備の製造及び販売会社であり、販売代理店を多数有している。監査人交代により、後任の監査人である監査法人に所属するあなたは、当年度(第 28 期事業年度(X2 年 1 月 1 日から X2 年 12 月 31 日まで))から A 社の会社法及び金融商品取引法監査の主査を担当することになった。なお、監査人交代に伴う監査業務の引継ぎは適切に行われた。

第 27 期事業年度(X1 年 1 月 1 日から X1 年 12 月 31 日まで)の財務諸表は、前任監査人が無限定適正意見を表明している。あなたは、当年度の監査に当たり、X2 年 12 月に、第 27 期事業年度の財務諸表における虚偽表示を発見した。

これは、販売代理店に支払う販売促進費の過少計上であり、明らかに僅少な虚偽表示として取り扱う金額を超えている。A 社は、販売促進費の計算に当たり、販売数量に改訂後の手数料単価を乗じて計算すべきところを、一部の販売代理店について改訂前の手数料単価を乗じて計算したことから、販売促進費を過少計上する結果となった。

A 社は、前年度の財務諸表の虚偽表示について、当年度の財務諸表において修正しようとしている。以下の **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

問 1 過年度における虚偽表示を発見した場合、実施しなければならない監査手続を 2 つ答えなさい。

問 2 当年度における財務諸表に与える影響を評価するに当たり、過年度における未修正の虚偽表示をどのように集計するか答えなさい。

問 3 監査の過程で集計した虚偽表示の影響を評価し、経営者及び監査役等に報告する際に、虚偽表示を、確定した虚偽表示、判断による虚偽表示、推定による虚偽表示に区分することがある。A 社における販売促進費の過少計上は、これらのうちどれに該当するか、また、その理由を答えなさい。

問 4 前年度の財務諸表の虚偽表示について、当年度の会社法における計算書類で修正することが許容されるかどうか監査人が判断するに当たり、どのような監査手続を実施しなければならないか、2 つ答えなさい。

問 5 前年度の財務諸表の虚偽表示について、当年度の金融商品取引法における財務諸表で修正することが監査上許容される場合において、金融商品取引法監査での経営者確認書にどのように記載するか答えなさい。

問題 2 B 株式会社(以下、「B 社」という。)は、東京証券取引所市場第一部に上場している製造業を営む会社である。あなたは、会社法及び金融商品取引法監査の主査を担当している。B 社は、保有する遊休資産の減損損失を認識するかどうかを判定する際の正味売却価額の算定に当たり、C 不動産鑑定士事務所の作成した不動産鑑定評価書を利用している。以下の **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

問 1 B 社が入手した不動産鑑定評価書を利用する場合、監査証拠の評価の観点から、どのような監査手続を実施しなければならないか答えなさい。

問 2 B 社が過年度に入手した不動産鑑定評価書を利用する場合、会計上の見積りの監査に当たり、どのような監査手続を実施しなければならないか答えなさい。

問 3 B 社の経営者が C 不動産鑑定士事務所の業務を利用したとしても、監査人が自ら監査事務所内外の不動産評価の専門家の業務を利用することが必要と判断することがある。この場合の考慮事項を 2 つ答えなさい。

問 4 本件において、監査人が自ら監査事務所内外の不動産評価の専門家の業務を利用する場合、監査人の利用する専門家に依頼する業務の内容を答えなさい。

問 5 監査人が利用する不動産評価の専門家の業務が監査人の目的に照らして適切でないと判断した場合、2 つの監査手続のうち、いずれかを行わなければならない。これらの 2 つの監査手続を答えなさい。

問題 3 内部統制の運用評価手続及び詳細テストを立案する際には、監査手続の対象項目について、監査手続の目的に適う有効な抽出方法を決定する必要がある。監査手続の対象項目の抽出に関して、以下の **問 1** から **問 5** の設問に答えなさい。

問 1 監査手続の対象項目の抽出方法には、精査、特定項目抽出による試査、監査サンプリングによる試査がある。これらのうち、特定項目抽出による試査が監査サンプリングによる試査と異なる点について答えなさい。

問 2 内部統制の運用評価手続のサンプル数の決定に対して影響を与える要因を2つ答えなさい。

問 3 内部統制の運用評価手続と実証手続の二重の目的をもってテストを実施する場合、実証手続において考慮しなければならない点を答えなさい。

問 4 買掛金の過少計上について重要な虚偽表示リスクが高いと評価し、監査サンプリングを用いた詳細テストを立案している。この場合、母集団の設定に当たって留意する点を答えなさい。

問 5 監査サンプリングに当たり、詳細テストにおけるサンプル数が増加する要因を2つ答えなさい。

令和元年度修了考査 試験問題

第五問・第六問 税に関する理論及び実務

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から23頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は3時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりで、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和元年度修了

令和元年度修了

令和元年度修了

[所得の金額の計算に関する明細書(別表四)](抜粋)

(単位：円)

| 区 分 | | 金額 |
|-------------------|-------------------------------------------|------------|
| 当期利益又は当期欠損の額 | | ① |
| 加 算 | 損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。) | ② |
| | 損金経理をした道府県民税及び市町村民税 | ③ |
| | 損金経理をした納税充当金 | ④ |
| | 損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税 | ⑤ |
| | 減価償却の償却超過額 | ⑥ |
| | 役員給与の損金不算入額 | ⑦ |
| | 交際費等の損金不算入額 | ⑧ |
| | 棚卸資産評価損の損金不算入額 | ⑨ |
| | 退職給付費用の損金不算入額 | ⑩ |
| | 未払事業所税の損金不算入額 | ⑪ |
| | 法人税等調整額 | ⑫ |
| | その他加算する項目 | *** |
| | 小計 | *** |
| 減 算 | 減価償却超過額の当期認容額 | ⑬ |
| | 納税充当金から支出した事業税等の金額 | ⑭ |
| | 受取配当等の益金不算入額 | ⑮ |
| | 退職給付引当金当期認容額 | ⑯ |
| | 法人税等調整額 | ⑰ |
| | その他減算する項目 | *** |
| 小計 | *** | |
| 仮計 | | 80,000,000 |
| 寄附金の損金不算入額 | | ⑱ |
| 法人税額から控除される所得税額 | | ⑲ |
| 差引計 | | *** |
| 欠損金又は災害損害金等の当期控除額 | | ⑳ |
| 所得金額又は欠損金額 | | *** |

[資料1] 当社の概要

1. 資本金 5千万円(平成元年4月1日設立)
2. 事業の概要
飲食業・・・中華料理店5店舗経営、一部餃子等の持ち帰りコーナー併設
3. 株主構成
甲(当社の代表取締役) 70 %
乙(甲の配偶者) 30 %
4. 関係会社等
子会社 B株式会社(平成10年4月1日設立時より、当社の持株比率100%)

[資料2] 計算書類及びその附属明細書(一部抜粋)

1. 損益計算書(一部抜粋)

| | | (単位：円) |
|--------------|-----------------|--------------------------|
| 税引前当期純利益 | | 78,750,000 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 25,720,849 | |
| 法人税等調整額 | <u>△435,636</u> | <u>25,285,213</u> |
| 当期純利益 | | <u><u>53,464,787</u></u> |

2. 個別注記表(一部抜粋)

株主資本等変動計算書に関する注記(一部抜粋)

- ・当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

令和元年6月26日の定時株主総会にて、次のとおり決議されました。

配当金の総額 4,000,000円 配当の原資 利益剰余金

基準日 平成31年3月31日 効力発生日 令和元年6月27日

- ・当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

令和2年6月26日開催予定の定時株主総会にて、次のとおり決議を予定しております。

配当金の総額 4,500,000円 配当の原資 利益剰余金

基準日 令和2年3月31日 効力発生日 令和2年6月27日

3. 引当金の明細(一部抜粋)

| 引当金 | 期首残高 | 期中増加額 | 期中減少額 | 期末残高 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|
| 退職給付引当金 | 15,000,000円 | 3,000,000円 | 3,500,000円 | 14,500,000円 |

(注) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。なお、期中減少額は、企業年金を取り扱う信託銀行へ支払った企業年金掛金の額である。

[資料3] 所得金額又は欠損金額

前期以前の繰越欠損金控除前所得金額又は欠損金額は以下のとおりである。なお、以下の事業年度以前に青色欠損金はない。また、欠損金の繰戻しによる法人税額の還付請求は行っていない。

| 事業年度 | 控除前所得金額又は欠損金額(△) |
|----------------------|------------------|
| 平成22年4月1日～平成23年3月31日 | △85,000,000円 |
| 平成23年4月1日～平成24年3月31日 | 25,000,000円 |
| 平成24年4月1日～平成25年3月31日 | 40,000,000円 |
| 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | 68,000,000円 |
| 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | 50,000,000円 |
| 平成27年4月1日～平成28年3月31日 | 75,000,000円 |
| 平成28年4月1日～平成29年3月31日 | 80,000,000円 |
| 平成29年4月1日～平成30年3月31日 | △70,000,000円 |
| 平成30年4月1日～平成31年3月31日 | 59,000,000円 |

[資料4] 納税充当金

1. 当期中の納付状況は、以下の別表五(一)(抜粋)のとおりである。

(単位：円)

| 区分 | 期首現在 利益積立金額 | 当期の増減 | | | | | | |
|----------------------------|--------------------------------|---------|------------|----|---------|-----|---|-----|
| | | 減 | 増 | | | | | |
| 納税充当金(注) | 696,000 | 696,000 | 25,558,000 | | | | | |
| 未 納 法 人 税 等 | 未納法人税及び 未納地方法人税 (附帯税を除く) | △ | — | 中間 | △ | — | | |
| | | | | 確定 | △ | *** | | |
| | 未納道府県民税 (均等割額を含む) | △ | 52,500 | △ | 52,500 | 中間 | △ | — |
| | | | | | | 確定 | △ | *** |
| | 未納市町村民税 (均等割額を含む) | △ | 643,500 | △ | 643,500 | 中間 | △ | — |
| | | | | | | 確定 | △ | *** |

(注) 前期及び当期の納税充当金の金額は、貸借対照表の「未払法人税等」の額と同額であり、各税目の確定納付額と一致している。また、それらは損金経理により計上している。

2. 当期に租税公課として損金経理した税金等は以下のとおりである。

| | |
|-------------------------------|------------|
| 固定資産税(賦課決定日に損金に一括計上) | 1,784,500円 |
| 事業所税(販売費及び一般管理費に算入し、期末に未払金計上) | 282,300円 |
| 不納付加算税 | 156,000円 |

[資料5] 当期に係る事項

1. 棚卸資産に関する事項

終了した期間限定メニュー向け食材で、賞味期限に近く、通常の料理には提供できないものが当期末に在庫として残っていた。このため、当該食材の最終仕入原価 650,000 円は、棚卸資産から除外して期末の在庫として認識せずに期末の棚卸資産の計上を行った。なお、棚卸資産の評価方法の届出は従来から行っていない。

2. 減価償却資産に関する事項

(1) 当期中に取得支出した設備投資に関する事項は以下のとおりである。なお、減価償却資産の償却方法の届出は従来から行っていない。また、前期から繰り越した減価償却超過額はない。

① 中古厨房設備の取得

当期中に以下の中古の厨房設備を取得した。なお、それぞれの残存使用可能期間を見積ることは困難である。

| 種類 | 数量 | 取得価額 | 法定耐用年数 | 既に経過した年数 | 事業に供した年月日 | 損金経理した当期償却額 |
|--------|----|------------|--------|----------|-----------|-------------|
| 機械装置 | 1台 | 1,000,000円 | 8年 | 3年 | 令和元年5月31日 | 305,250円 |
| 器具及び備品 | 1台 | 900,000円 | 6年 | 2年 | 令和2年3月1日 | 225,000円 |

② POSレジの改修

消費税率の引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う既存のPOSレジシステム(ソフトウェア)改修のために、2,000,000円支払い、令和元年10月1日から事業の用に供しており、修繕費として損金経理した。

なお、軽減税率対策補助金の申請を同時に行い、補助金1,000,000円が国から支給されたため、雑収入として益金に計上した。

(2) 耐用年数に対応する償却率表は以下のとおりである。

| 耐用年数 (年) | 定額法償却率 | 平成24年4月1日以後取得分の定率法 | | |
|-------------|--------|--------------------|-------|---------|
| | | 定率法償却率 | 改定償却率 | 保証率 |
| 4 | 0.250 | 0.500 | 1.000 | 0.12499 |
| 5 | 0.200 | 0.400 | 0.500 | 0.10800 |
| 6 | 0.167 | 0.333 | 0.334 | 0.09911 |
| 7 | 0.143 | 0.286 | 0.334 | 0.08680 |
| 8 | 0.125 | 0.250 | 0.334 | 0.07909 |

3. 役員給与に関する事項

当社の監査役は2名であり、報酬は年に2回の支払いとして6月と12月に300,000円ずつ年間600,000円を各人に金銭で支払い、合計1,200,000円を監査役の給与として損金経理している。なお、当社の役員に対する報酬は株主総会で役員報酬限度額の承認を得ており、監査役の報酬金額はその範囲内で適正と認められる金額であり、不相当に高額な金額ではない。なお、事前確定届出給与の届出は行っていない。

4. 子会社との取引に関する事項

子会社B株式会社は、セントラルキッチンとして食材の一括仕入れ、加工等を行い、当社へ適正な価格で食材の販売を行っている。

当社は、子会社を支援するために、当期中に食材加工設備800,000円を購入して子会社へ無償譲渡し、寄附金として損金経理を行った。

5. 交際費等に関する事項

当期に損金経理した交際費1,580,000円の内訳は、以下のとおりである。

| 内容 | 金額 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| ロータリークラブに支出した通常年会費 | 200,000円 |
| 社長が母校の高等学校創立100周年記念同窓会に出席する際に、当該同窓会に支出した費用 | 150,000円 |
| 当社の店舗において行われた社内会議の際の飲食物の自家消費の原価振替額である。一人当たりの飲食費の原価振替金額は5,000円以下であり、通常供与される昼食の程度を超えていない。 | 900,000円 |
| 店舗の地主に対するお中元及びお歳暮の品 | 330,000円 |

6. 預金利子に関する事項

当期の預金利子10,000円(税引前)を益金に計上し、源泉所得税等1,531円(所得税1,500円、復興特別所得税31円)は損金経理している。

7. 受取配当金等の益金不算入に関する事項

当期における受取配当金は以下のとおりである。また、配当収入は税引前金額を益金に計上し、源泉所得税等は損金経理している。なお、C信用金庫への出資は当社の設立当初からのものである。

| 受取先 | 持株比率 (出資比率) | 配当計算期間 | 配当収入 | 源泉所得税等 (注) |
|-------|----------------|--------------------------|----------|---------------|
| B株式会社 | 100% | 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 | 750,000円 | 153,150円 |
| C信用金庫 | 0% | 平成30年4月1日～ 平成31年3月31日 | 40,000円 | 8,168円 |

(注) 源泉所得税等は、所得税と復興特別所得税の合計額である。

問 2 上記 **問 1** の所得金額又は欠損金額の計算の結果、当社が当期の確定申告により納付すべき法人税額及び地方法人税額について、以下の「**確定納付税額の計算**」の計算過程に従って項目欄の括弧内の数値と各項目の金額を答案用紙に答えなさい。なお、金額がゼロ又は該当事項がない場合には「なし」と記載すること。

[**確定納付税額の計算**]

(単位：円)

| 項目 | | 金額 |
|--------------------------|----------------------|----|
| 別表四 所得金額又は欠損金額 | | |
| 法人税額の計算 | 所得金額()万円以下に対する税額 | |
| | 所得金額***万円超に対する税額 | |
| 控除税額 | | |
| 差引所得に対する法人税額(百円未満の端数切捨て) | | |
| 中間申告分の法人税額 | | |
| 差引確定法人税額 | | |
| 地方法人税額の計算 | 課税標準法人税額(千円未満の端数切捨て) | |
| | 課税標準法人税額の()% 相当額 | |
| 差引地方法人税額(百円未満の端数切捨て) | | |
| 中間申告分の地方法人税額 | | |
| 差引確定地方法人税額 | | |

問題 2 消費税及び地方消費税について、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 消費税に関する以下の文章の正誤について、答案用紙の正誤欄に○又は×を記入し、理由欄にその理由を述べなさい。

- (1) 消費税法第9条第1項においては、基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者は消費税の納税義務を免除するとされているが、この課税売上高の判定(1,000万円)に当たっては、常に、課税資産の譲渡等に係る取引金額から消費税相当額を控除した、いわゆる消費税抜きの金額により行う。
- (2) 令和元年12月期の財務諸表監査の契約について、平成31年3月31日迄に監査契約を締結することにより当該監査契約に係る当初契約金額は旧税率が適用されるが、監査時間等の増加に伴う増加額については、新税率を適用する。
- (3) 消費税法第9条第4項に定める「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、たとえ翌事業年度以後の基準期間における課税売上高が1,000万円以下になったとしても、原則として、3年間は「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出して、免税事業者に戻ることはできない。

問 2 Z 産業株式会社(以下、「当社」という。)は、日本国内に本社を有し、食料品販売業を営む事業年度が1年の法人である。当社の当期(平成30年10月1日から令和元年9月30日まで)の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、以下の「I 当期の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算」及び「II 当期の消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算」の①から②に適切な金額、数値、語句を答えなさい。

なお、解答に当たっては、[解答上の留意事項]に従うものとする。解答に必要な事項は以下の[資料1]から[資料3]のとおりである。また、問題文に指示がある場合を除き、計算の過程で生じる1円未満の端数は切り捨てなさい。課税売上割合は、小数点以下第5位を切り捨て、小数点以下第4位までの数値を求め、その数値を用いて計算すること。解答する金額がマイナスのときは、「△」を付し、ゼロのときは「なし」と記載すること。

[解答上の留意事項]

1. 当社は、消費税及び地方消費税について、税込経理方式を採用している。
2. 計算方法が複数ある場合には、問題文に指示がある場合を除き、当期の納付すべき消費税額及び地方消費税額が最も少なくなる又は還付される消費税額及び地方消費税額が最も大きくなる計算方法を用いること。
3. 当社は、これまで「消費税課税事業者選択届出書」及び「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出したことはない。
4. 当社は、前期は個別対応方式により控除対象仕入税額の計算を行っている。また、「課税売上割合に準ずる割合」の承認は受けていない。
5. 当期において、個別対応方式を適用するための課税仕入れ等の区分は正しく行われている。なお、課税仕入れ等を区分するに当たって、資産の譲渡等との対応関係が明確でない場合は、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの(以下、「共通資産の譲渡等」という。)として扱うこと。なお、「その他の資産の譲渡等」とは、課税資産の譲渡等以外の資産の譲渡等をいう。
6. 国内において行われた課税資産の譲渡等で、消費税等が免除される取引(以下、「免税取引」という。)については、必要な手続は全て行われており、課税期間中に行われた免税取引に係る書類又は帳簿は法令に従って保存されている。
7. 当社は、国外事業者からの電気通信利用役務の提供を一切受けていない。
8. 課税仕入れ等の税額控除に係る帳簿及び請求書等は法令に従って適正に保存されている。

I 当期の課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算

[課税売上割合の計算]

| | |
|-----------------------|----|
| 課税売上高(税抜き) | ①円 |
| 免税売上高 | ②円 |
| 非課税売上高 | ③円 |
| 資産の譲渡等の対価の額 | ④円 |
| 課税売上割合(小数点以下第5位を切り捨て) | ⑤ |

[課税仕入れ等の消費税額の合計額の計算]

| 課税仕入れ等の区分 | | 支払対価 (税込) | 消費税額 |
|-----------------|-------------------------------|--------------|------|
| 課税仕入れ | 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの | ⑥円 | ***円 |
| | その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの | ⑦円 | ***円 |
| | 課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | ⑧円 | ***円 |
| | 合計 | ***円 | ***円 |
| 課税仕入れ等の消費税額の合計額 | | | ⑨円 |

[控除対象仕入税額の計算]

| | | |
|----------------------------|------------------------------------|-----|
| 個別対応方式 | ⑨のうち、課税資産の譲渡等によりのみ要するもの | ⑩円 |
| | ⑨のうち、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの | ⑪円 |
| | 個別対応方式により控除する課税仕入れ等の消費税額 | ⑫円 |
| 一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の消費税額 | | ⑬円 |
| 採用する計算方法 | | ⑭方式 |

II 当期の消費税及び地方消費税の確定納付税額の計算

| | | |
|----------------------|--------------------|------|
| 消費税額の計算 | 課税標準額(千円未満の端数切り捨て) | ⑮円 |
| | 課税標準に対する消費税額 | ⑯円 |
| | 控除対象仕入税額 | ***円 |
| | 差引税額 | ***円 |
| | 中間納付税額 | ⑰円 |
| | 確定納付税額 | ***円 |
| 地方消費税額の計算 | 課税標準額 | ***円 |
| | 課税標準額に対する譲渡割額 | ⑱円 |
| | 中間納付譲渡割額 | ⑲円 |
| | 確定納付譲渡割額 | ***円 |
| 消費税及び地方消費税の確定納付税額の合計 | | ⑳円 |

[資料1] 当社の当期の損益計算書(要約)

(単位：円)

| | | |
|------------|----------------------|--------------------------|
| 売上高 | | |
| 輸出売上高 | 419,400,000 | |
| 国内売上高 | <u>1,580,600,000</u> | 2,000,000,000 |
| 売上原価 | | |
| 期首商品棚卸高 | 98,385,850 | |
| 当期商品仕入高 | 1,496,789,280 | |
| 期末商品棚卸高 | <u>95,258,350</u> | <u>1,499,916,780</u> |
| 売上総利益 | | 500,083,220 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 給与手当 | 282,569,350 | |
| 法定福利費 | 41,372,450 | |
| 旅費交通費 | 25,986,350 | |
| 荷造運賃 | 45,940,035 | |
| 支払手数料 | 5,832,000 | |
| 減価償却費 | 18,569,321 | |
| その他経費 | <u>55,330,890</u> | <u>475,600,396</u> |
| 営業利益 | | 24,482,824 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 5,000 | |
| 受取配当金 | <u>100,000</u> | 105,000 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 2,535,756 | <u>2,535,756</u> |
| 経常利益 | | 22,052,068 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 41,550,000 | 41,550,000 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 547,200 | <u>547,200</u> |
| 当期純利益 | | <u><u>63,054,868</u></u> |

[資料2] 損益計算書に係る留意事項

1. 売上高に関する事項

輸出売上高は、全て商品を国外に対して輸出したものである。

国内売上高は全て国内における店舗での販売額である。しかし、国内の店舗のうち、一部が消費税法第8条第1項に定める輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に該当する。その金額は84,800,000円である。

2. 売上原価に関する事項

当社の仕入は全て国内業者からの仕入れである。従って、全てが国内取引の課税取引である。

3. 人件費に関する事項

給与手当には、実費支給である通勤手当11,718,000円が含まれる。当該金額のうち918,000円は共通資産の譲渡等に区分されるものである。その他の資産の譲渡等に区分されるものはない。

4. 経費に関する事項

(1) 旅費交通費のうち、4,548,350円及び荷造運賃のうち、40,875,915円は、それぞれが国外における取引である。これらの取引以外は全て国内取引である。旅費交通費、荷造運賃はいずれも課税資産の譲渡等に区分される取引である。

(2) その他の経費は、全て国内取引であって、12,758,090円の消費税課税対象外取引及び2,639,800円の非課税取引を除いて、他に消費税課税対象外取引及び非課税取引はない。その他の経費のうち、11,880,000円は課税資産の譲渡等に区分され、3,780,000円はその他の資産の譲渡等に区分される取引である。

5. 有価証券の取引に関する事項

当期の株式の取引について、以下の仕訳が記帳されている。

(単位：円)

| (借方) | | (貸方) |
|-----------|-----------|------------------|
| 普通預金 | 2,902,800 | 投資有価証券 3,450,000 |
| 投資有価証券売却損 | 97,200※ | |
| 投資有価証券売却損 | 450,000 | |

※ 証券会社に対する手数料である。

6. 固定資産売却に関する事項

保有する国内遊休不動産を当期に売却した。売却価額は土地が163,800,000円、建物が16,200,000円であった。以下の仕訳が記帳されている。

これ以外に固定資産の売買取引はなかった。

(単位：円)

| (借方) | | (貸方) | |
|-------|-------------|---------|-------------|
| 普通預金 | 174,168,000 | 土地 | 125,000,000 |
| 支払手数料 | 5,832,000 | 建物 | 13,450,000 |
| | | 固定資産売却益 | 41,550,000 |

[資料3] 前期及び当期の消費税及び地方消費税の確定申告等の状況

前期の消費税及び地方消費税の確定申告書には、消費税の税額の計算上、控除不足還付税額の欄に記載があった。

当期において仮決算に基づく消費税の中間申告書は、提出していない。

問題 3 次の X (過去に消費税の課税事業者になったことのない会社員) と Y (公認会計士・税理士) の X の令和元年分の所得税の確定申告に当たり行われている令和 2 年 2 月頃の次の会話を読んで、以下の **問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

X : 去年は、マイホームを売却しましたが、どうしたらよいでしょうか？

Y : 譲渡所得の確定申告が必要ですね。過去 3 年間、所得税の確定申告をしたことはありますか？

X : 給与だけですので、年末調整で毎年済ませており、過去 10 年以上、所得税の確定申告をしたことはありません。

Y : そうですか。それでは資料を見せてください。

X : まずは、令和元年分の給与所得の源泉徴収票[資料 1] です。年末調整済みです。次に、昨年売却したマイホームの売買契約書及び領収書です。それと、マイホームを取得したときの売買契約書及び領収書です。あと、昨年売却したマイホームの不動産会社への手数料 1,296,000 円と収入印紙 30,000 円の領収書です。

Y : マイホームを取得したときに何か特別な所得税の確定申告をしましたか？

X : そういえば、住宅借入金等特別控除の確定申告はしたと思います。何か問題でも？

Y : …。(**問 1**)

X : それはいいです。そのときの確定申告書の控えをお持ちでしょうか？

Y : よろしくお願いたします。マイホームの売却は契約書によると、売却先は S 氏で、引渡し日は令和元年 8 月 10 日ですね。売却金額は 92,000,000 円となっています。S 氏は親族関係とかありませんか？ また、既に売却代金は入金されていますか？

X : S 氏との親族関係はありません。また、売却代金は入金済みです。

Y : それから、売却したマイホームを取得したのは、平成 12 年 8 月 15 日ですね。取得後、売却まですずっと居住されていましたね？ また、建物は木造造りですね。取得後に大きな改修工事とか、増築とかありませんか？

X : そのとおりです。増改築はありません。

Y : 取得時の売買契約書、領収書から、この時の取得価額は 30,000,000 円(消費税及び地方消費税額(5%) 625,000 円を含む。)ですね。

X : 一つご質問なのですが。会社の同僚がふるさと納税をしたらしいのですが、自分の給与等の状況から全額が還付される金額をいくつかの市区町村に寄付し、所得税の確定申告を行ったのですが、その結果、寄付金額から 2,000 円を差し引いた金額よりもかなり還付額が少なかったと言うのです。どういうことでしょうか？

Y : …。(**問 4**)

問 1 Y が、本件譲渡所得の確定申告に当たり、取得資産につき取得費の金額以外に確認しなかった事項について具体的に説明しなさい。

問 2 本件譲渡所得の確定申告の計算に用いる必要経費の額を計算過程を示して答案用紙に答えなさい。なお、減価償却の償却率は以下のとおりとする。減価償却の計算に当たっては、計算過程での端数処理は行わず、算出された償却額の円未満の端数を切り捨てること。

木造：0.031 （鉄骨）鉄筋コンクリート造：0.015 金属造：0.025

問 3 本件確定申告により納付すべき所得税及び復興特別所得税の金額を上記 X 及び Y の会話並びに以下の[資料 1]及び[資料 2]に基づいて計算過程を示して答案用紙に答えなさい。

なお、所得税及び復興特別所得税の計算に当たっては、最も納税額が少なくなるように計算すること。

また、税率を乗ずる前の所得金額は千円未満の端数を切り捨て、復興特別所得税の金額は円未満を切り捨て、納付すべき所得税及び復興特別所得税については百円未満の端数を切り捨てること。

問 4 いわゆる「ふるさと納税」の税制上の趣旨等を踏まえて、X の質問に対して簡潔に答えなさい。

[資料 1] 令和元年分の源泉徴収票(一部抜粋)

令和元年分 給与所得の源泉徴収票

| | 東京都… | X | | |
|-------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 種 別 | 支 払 金 額 | 給与所得控除後の金額 | 所得控除額の合計額 | 源泉徴収税額 |
| 給与・賞与 | 9,600,000 円 | 7,440,000 円 | 3,350,000 円 | 398,700 円 |

[資料 2] 所得税の税率表(一部抜粋)

| 課税総所得金額等 A | 税額の速算式 |
|----------------------|-------------------------------|
| 330 万円超 695 万円以下 | $A \times 20\% - 427,500$ 円 |
| 695 万円超 900 万円以下 | $A \times 23\% - 636,000$ 円 |
| 900 万円超 1,800 万円以下 | $A \times 33\% - 1,536,000$ 円 |
| 1,800 万円超 4,000 万円以下 | $A \times 40\% - 2,796,000$ 円 |
| 4,000 万円超 | $A \times 45\% - 4,796,000$ 円 |

第六問 (150点)

問題 1 P株式会社(以下、「P社」という。)は衣料品、婦人靴、雑貨を販売する非上場会社であり、当期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の期首には、製造子会社の2社(A株式会社(以下、「A社」という。))及びB株式会社(以下、「B社」という。))を有していた。

A社は、P社からの支援を受けるために、前期においてA社所有の土地をP社に譲渡するとともに、P社からの借入金の債務免除を受けた。A社の事業は債務免除後も振るわなかったため、当期においてP社とA社が合併してA社の事業をP社に統合している。

B社は、衣料品の製造部門(以下、「衣料品部門」という。)と婦人靴の製造部門(以下、「婦人靴部門」という。)を有しており、当期において主力事業でない婦人靴部門を分割承継法人(C株式会社(以下、「C社」という。))とする会社分割(分割型分割)をしている。また、P社は来期において、C社株式の全てを第三者に譲渡することを予定している。

上記の合併及び会社分割による資本関係の変遷については、以下の[資料2]を参照すること。

これらの取引等について、以下の[資料1]から[資料5]を参考にして、**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

なお、P社、A社、B社、C社はいずれも内国法人であり、普通株式のみを発行している。また、P社は連結納税制度を採用していない。

[資料1] 各社の概況

| 会社 | 事業内容 | 資本金 (千円) | 設立年月日 | 分類 | 決算期 | その他 |
|----|---------------|-------------|-------------|----|-----|----------|
| P社 | 衣料品、婦人靴、雑貨の販売 | 400,000 | 平成10年1月10日 | 青色 | 3月 | |
| A社 | 雑貨の製造 | 120,000 | 昭和55年4月10日 | 青色 | 3月 | (注1)(注3) |
| B社 | 衣料品、婦人靴の製造 | 50,000 | 平成15年10月18日 | 青色 | 3月 | (注2) |
| C社 | 婦人靴の製造 | 10,000 | 令和2年2月3日 | 青色 | 3月 | (注4) |

(注1) P社は、平成16年9月28日に第三者からA社株式の全てを70,000千円で取得している。

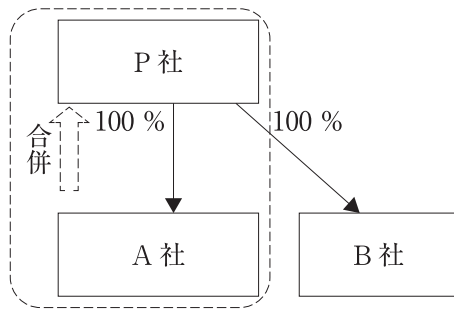
(注2) P社は、平成20年2月1日に第三者からB社株式の全てを55,000千円で取得している。

(注3) A社は、P社と合併して消滅している。

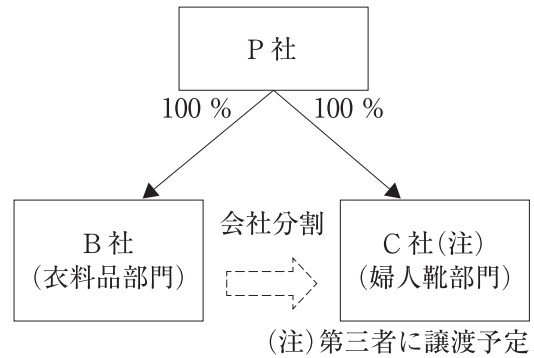
(注4) C社は、新設分割により設立している。

[資料 2] 資本関係の変遷図

(A 社との合併(令和 2 年 1 月 10 日効力発生))



(B 社の会社分割(令和 2 年 2 月 3 日効力発生))



[資料 3] A 社と P 社との取引に関する事項

- ・ A 社は P 社からの借入金が 800,000 千円あり、平成 30 年 7 月 25 日に A 社所有の土地(帳簿価額 100,000 千円、時価 300,000 千円)を P 社に時価で譲渡し、譲渡代金を借入金の返済に充て、借入金の残額は、P 社より債務免除を受けている。
- ・ P 社の行った債権放棄は、完全支配関係のある法人間の寄附に該当する。

[資料 4] A 社と P 社との合併に関する事項

- ・ 令和 2 年 1 月 10 日(効力発生日)に P 社を合併法人、A 社を被合併法人とする吸収合併を行っている。
- ・ A 社と P 社との合併は法人税法上の適格合併に該当する。

[資料5] B社の会社分割に関する事項

- ・ B社は、令和2年2月3日(効力発生日)に、衣料品部門を分割法人(B社)とし、婦人靴部門を分割承継法人(C社)とする新設分割を行っている。
- ・ B社は、分割対価としてC社株式(時価相当額188,000千円)のみをP社に対して交付している。
- ・ P社は、B社株式を会社分割後も完全支配関係のある子会社として継続保有を予定している。
- ・ P社は、C社株式を第三者に対して来期に譲渡することを予定している。
- ・ 会社分割の効力発生日の前日におけるB社の税務上の貸借対照表は以下のとおりである。

貸借対照表

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|-------------|-----------|---------|---------|
| 衣料品部門資産 | 600,000 | 衣料品部門負債 | 195,000 |
| 婦人靴部門資産 | 250,000 | 婦人靴部門負債 | 155,000 |
| (婦人靴部門資産時価) | (280,000) | 負債合計 | 350,000 |
| | | 資本金等の額 | 50,000 |
| | | 利益積立金額 | 450,000 |
| | | 純資産合計 | 500,000 |
| 資産合計 | 850,000 | 負債純資産合計 | 850,000 |

- ・ 婦人靴部門資産には、土地(帳簿価額80,000千円、時価110,000千円)が含まれており、時価評価すべき資産及び負債は当該資産のみである。
- ・ B社の前期末の資本金等の額は50,000千円、利益積立金額は400,000千円であり、資本金等の額と利益積立金額の合計額は、資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額と同額である。

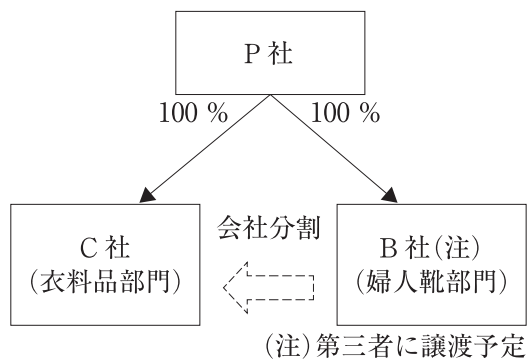
問 1 P社とP社による完全支配関係があるA社との間の上記[資料3]の取引及び上記[資料4]の合併について、以下の設問に答えなさい。

- (1) A社からP社への土地の譲渡について、A社における法人税法上の取扱いを述べなさい。
- (2) A社の債務免除について、債務免除を受けた事業年度のA社の法人税確定申告書の別表四における調整方法及び調整金額を理由とともに示しなさい。
- (3) A社の債務免除について、P社におけるA社株式の処理に関する法人税法上の仕訳を示しなさい。
- (4) 適格合併時のP社におけるA社株式(抱合株式)の処理に関する法人税法上の仕訳を示すとともに、その内容を説明しなさい。

問 2 B社の会社分割について、以下の設問に答えなさい。

- (1) この会社分割は、法人税法上の非適格分割に該当する。上記[資料5]に基づいてその理由を述べなさい。
- (2) この非適格分割で生じる分割承継法人であるC社の当期末の資産調整勘定の残高の金額及び計算過程を示しなさい。
- (3) 会社分割について、婦人靴部門を分割法人(B社)(分割後に第三者に全株式の譲渡を予定)に、衣料品部門を分割承継法人(C社)(分割後もP社の完全支配関係の継続を予定)に変更(以下の(資本関係図)を参照。)して、法人税法上の適格要件を満たした場合の、①C社及び②P社の分割時の法人税法上の仕訳を示しなさい。

(資本関係図)



問題 2 D 株式会社(以下、「D 社」という。)は、製造業を営む内国法人である。D 社は、外貨建取引及びデリバティブ取引を行っている。D 社の当期(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)の取引等について、以下の[資料]を参考にして、**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

[資料] 外貨建取引に関する事項

- ・ D 社は、4 年前より、短期外貨建金銭債権、長期外貨建金銭債権、満期保有目的の外貨建債券(償還期限及び償還金額の定めがあるもの)を保有している。
- ・ D 社は、外貨建取引について、当期より外貨建取引等会計処理基準に従って会計処理をしている。
- ・ D 社は、法人税法上の取扱いについて、「外貨建資産等の期末換算方法の届出書」を税務署に提出していない。

問 1 D 社の外貨建取引に関する以下の設問に答えなさい。

- (1) 短期外貨建金銭債権(ア)、長期外貨建金銭債権(イ)、満期保有目的の外貨建債券(ウ)の期末換算について、当期の法人税確定申告書で申告調整が必要なものには○を、不要なものには×を答案用紙に記入しなさい。
- (2) 法人税法上の期末換算方法について外貨建取引等会計処理基準に従った方法への変更が、来期から認められるために、法人税法上必要とする手続を答えなさい。

問 2 デリバティブ取引に関して、法人税法上、繰延ヘッジ処理が認められるための要件を 4 つ答えなさい。

問題 3 小売業を営む内国法人である E 株式会社(以下、「E 社」という。)は、当期(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで)に個人甲(以下、「甲」という。)との間に甲所有の F 土地の全てについて、普通借地契約を締結し、賃借している。E 社は、F 土地に店舗用建物を建てて、事業を営んでいる。また、甲は、甲の子である乙(以下、「乙」という。)に貸宅地である F 土地を令和元年 12 月 10 日に贈与している。これらに関して、以下の[資料 1]及び[資料 2]を参考にして、**問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[解答上の前提条件]

1. 法人税法上の取扱いについて、権利金の認定課税の計算に際しては、「土地の更地価額」は土地の時価を用いること。
2. 所得税法上の取扱いについては、問題文に記載している所得以外に所得はなく、また基礎控除を含めて所得控除は考慮しないものとして、所得税額(特別復興所得税、住民税は除く。)まで計算すること。

[資料 1] 借地契約に関する事項

- ・ F 土地は、借地権の設定の対価として通常権利金その他の一時金を授受する取引上の慣行がある地域に存在する。
- ・ F 土地の時価は 450,000 千円(底地の時価は 135,000 千円、借地権の時価は 315,000 千円)である。
- ・ F 土地については、本件以前に借地権の設定はなされていない。
- ・ F 土地の賃借料の年額、相当の地代の年額は、それぞれ土地の時価の 2.4%、6% である。
- ・ E 社は、当該借地契約について、「土地の無償返還に関する届出書」を税務署に提出していない。
- ・ 甲は、F 土地を昭和 50 年に 100,000 千円で取得している。
- ・ 甲は、当該借地契約について、特別の経済的利益は受けていない。

[資料 2] 贈与に関する事項

- ・ 甲から乙に対する F 土地の贈与について、乙は相続時精算課税制度を適用して、贈与税の申告をすることを予定している。
- ・ 甲及び乙は、それぞれ相続時精算課税制度の適用対象者である。
- ・ 贈与時の F 土地(底地)の相続税評価額は、110,000 千円である。
- ・ 乙は、甲からの贈与について、これまでに相続時精算課税制度を適用して贈与税の申告をしたことがない。

問 1 借地契約について、権利金の授受がなかった場合の(1)E社の法人税法上の取扱い及び(2)甲の所得税法上の取扱い(所得の種類及び所得税額の計算)について述べなさい。なお、課税関係が生じない場合には「なし」と記載の上、その理由を述べなさい。

問 2 借地契約について、権利金 315,000 千円の授受があり、E社において 315,000 千円を借地権に計上した場合の(1)E社の法人税法上の取扱い及び(2)甲の所得税法上の取扱い(所得の種類及び所得税額の計算)について述べなさい。なお、課税関係が生じない場合には「なし」と記載の上、その理由を述べなさい。

問 3 甲から乙への F 土地の贈与について、相続時精算課税制度を適用して贈与税の申告を行う場合、(1)贈与者である甲及び受贈者である乙が、この制度の適用対象者になるためのそれぞれの要件を示して、(2)乙の申告する贈与税の金額を計算過程とともに答えなさい。

[参考条文]

所得税法

第 33 条 譲渡所得

- 1 譲渡所得とは、資産の譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。)による所得をいう。
- 2 (略)
- 3 譲渡所得の金額は、次の各号に掲げる所得につき、それぞれその年中の当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額を控除し、その残額の合計額(当該各号のうちいずれかの号に掲げる所得に係る総収入金額が当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額の合計額に満たない場合には、その不足額に相当する金額を他の号に掲げる所得に係る残額から控除した金額。以下この条において「譲渡益」という。)から譲渡所得の特別控除額を控除した金額とする。
 - 一 資産の譲渡(前項の規定に該当するものを除く。次号において同じ。)でその資産の取得の日以後 5 年以内にされたものによる所得(政令で定めるものを除く。)
 - 二 資産の譲渡による所得で前号に掲げる所得以外のもの
- 4 前項に規定する譲渡所得の特別控除額は、50 万円(譲渡益が 50 万円に満たない場合には、当該譲渡益)とする。
- 5 (略)

所得税法施行令

第 79 条 資産の譲渡とみなされる行為

1 法第 33 条第 1 項(譲渡所得)に規定する政令で定める行為は、建物若しくは構築物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権(以下この条において「借地権」という。)又は地役権(中略)の設定(借地権に係る土地の転貸その他他人に当該土地を使用させる行為を含む。以下この条において同じ。)のうち、その対価として支払を受ける金額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額の 10 分の 5 に相当する金額を超えるものとする。

一 当該設定が建物若しくは構築物の全部の所有を目的とする借地権又は地役権の設定である場合(第 3 号に掲げる場合を除く。) その土地(借地権者にあつては、借地権。次号において同じ。)の価額(以下略)

二・三 (略)

2、3 (略)

租税特別措置法

第 31 条 長期譲渡所得の課税の特例

1 個人が、その有する土地若しくは土地の上に存する権利(以下第 32 条までにおいて「土地等」という。)又は建物及びその附属設備若しくは構築物(以下同条までにおいて「建物等」という。)で、その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡(建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人(中略)に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるもの(中略)を含む。以下第 32 条までにおいて同じ。)をした場合には、当該譲渡による譲渡所得については、同法第 22 条及び第 89 条並びに第 165 条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額(同法第 33 条第 3 項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算した金額とし、第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第 31 条の 4 において「長期譲渡所得の金額」という。)に対し、長期譲渡所得の金額(中略)の 100 分の 15 に相当する金額に相当する所得税を課する。(以下略)

2、3 (略)

令和元年度修了考査

試験問題

第七問・第八問

経営に関する理論及び実務

(コンピュータに関する理論を含む。)

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から16頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は2時間です。
- 10 試験開始後60分間及び試験終了前10分間は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。それ以外の時間に退場する場合には、必ず挙手し、試験監督者が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。問題用紙は持ち帰ることができます。
- 11 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 12 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 13 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 14 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりと、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 15 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とし、残る科目の受験は認めません。

令和元年度修了

令和元年度修了

令和元年度修了

第七問 (100点)

問題 1 公認会計士であるあなたは、監査法人に勤務しており、A 株式会社(以下、「A 社」という。)を担当することとなった。監査チームは、A 社のビジネスやリスクをより詳しく理解して監査手続を計画するために、同業の B 株式会社(以下、「B 社」という。)と財務諸表の比較を行うことになり、あなたはその分析を任された。

A 社グループは、A 社及び欧米地域の複数の子会社で構成され、高級化粧品の製造販売を主たる事業としている。一方、B 社グループは、B 社及び中国・アジア地域の複数の子会社で構成され、普及価格帯の化粧品の製造販売を主たる事業としている。両社グループは、共に主として日本で製造した製品を、日本を含む各地域で販売している。

なお、両社の決算日は3月31日であり、会計基準は我が国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準を採用している(なお、海外子会社は現地の会計基準を採用しており、親会社は連結に際して「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」を適用している)。両社は、過去に海外子会社を買収して、いずれも100%子会社としており、企業結合に関する会計基準に従って取得原価を配分した結果、無形資産(商標権)及びのれんが識別されている。なお、のれんは、A 社は10年、B 社は20年で均等償却している。A 社、B 社共に X1 年3月期と X2 年3月期において子会社株式の売却等の処分はない。以下の[資料1]から[資料6]の内容を参照して、**問 1** から **問 4** の設問に答えなさい。

また、以下の資料は、全て連結財務諸表の数値に基づいている。

[資料1] A社及びB社の直近2期末の要約連結貸借対照表

(単位：百万円)

| | A社 | | B社 | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| | X1年3月 | X2年3月 | X1年3月 | X2年3月 |
| 流動資産 | 8,633 | 9,874 | 13,634 | 13,002 |
| 現金及び預金 | 3,587 | 2,980 | 4,361 | 3,784 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,780 | 3,950 | 4,850 | 4,560 |
| 棚卸資産 | 1,354 | 2,044 | 3,148 | 3,501 |
| その他 | 912 | 900 | 1,275 | 1,157 |
| 固定資産 | 18,333 | 17,927 | 8,317 | 6,350 |
| 有形固定資産 | 9,176 | 9,684 | 1,121 | 1,050 |
| 商標権 | 1,400 | 1,300 | 2,250 | 2,125 |
| のれん | 4,635 | 4,120 | 3,780 | 2,040 |
| 投資有価証券 | 587 | 587 | 465 | 485 |
| その他 | 2,535 | 2,236 | 701 | 650 |
| 資産合計 | 26,966 | 27,801 | 21,951 | 19,352 |
| 流動負債 | 5,862 | 6,765 | 6,119 | 5,072 |
| 支払手形及び買掛金 | 3,091 | 3,920 | 3,594 | 2,968 |
| 短期借入金 | 1,655 | 1,578 | 437 | 405 |
| 引当金 | 758 | 865 | 105 | 259 |
| その他 | 358 | 402 | 1,983 | 1,440 |
| 固定負債 | 13,299 | 11,987 | 6,660 | 6,186 |
| 長期借入金 | 10,978 | 9,731 | 6,268 | 5,852 |
| その他 | 2,321 | 2,256 | 392 | 334 |
| 負債合計 | 19,161 | 18,752 | 12,779 | 11,258 |
| 純資産 | | | | |
| 株主資本 | 7,655 | 8,934 | 9,014 | 7,955 |
| その他包括利益累計額 | 150 | 115 | 158 | 139 |
| 純資産合計 | 7,805 | 9,049 | 9,172 | 8,094 |
| 負債純資産合計 | 26,966 | 27,801 | 21,951 | 19,352 |

[資料2] A社及びB社の直近2期間の要約連結損益計算書

(単位：百万円)

| | A社 | | B社 | |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| | X1年3月期 | X2年3月期 | X1年3月期 | X2年3月期 |
| 売上高 | 13,748 | 15,696 | 26,090 | 20,791 |
| 売上原価 | 3,710 | 4,614 | 11,480 | 10,188 |
| 売上総利益 | 10,038 | 11,082 | 14,610 | 10,603 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,462 | 9,174 | 11,429 | 9,103 |
| 営業利益 | 1,576 | 1,908 | 3,181 | 1,500 |
| 営業外収益 | 118 | 117 | 95 | 97 |
| 受取利息・配当金 | 115 | 115 | 93 | 95 |
| その他 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 営業外費用 | 197 | 185 | 141 | 130 |
| 支払利息 | 189 | 170 | 101 | 95 |
| その他 | 8 | 15 | 40 | 35 |
| 経常利益 | 1,497 | 1,840 | 3,135 | 1,467 |
| 特別損失 | — | — | — | 1,530 |
| 税金等調整前当期純利益 (△は損失) | 1,497 | 1,840 | 3,135 | △63 |
| 法人税等合計 | 456 | 561 | 956 | 597 |
| 当期純利益(△は損失) | 1,041 | 1,279 | 2,179 | △660 |

[資料3] A社及びB社のX1年3月期及びX2年3月期の連結上の総製造費用の主な内訳

(単位：百万円)

| | A社 | | B社 | |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| | X1年3月期 | X2年3月期 | X1年3月期 | X2年3月期 |
| 原材料費 | 1,299 | 1,615 | 3,444 | 3,056 |
| 減価償却費 | 489 | 516 | 60 | 56 |
| 製造委託費 | 371 | 461 | 6,314 | 5,603 |
| 給与・賞与 | 1,224 | 1,523 | 574 | 509 |

[資料4] A社及びB社のX1年3月期及びX2年3月期の連結損益計算書における販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

| | A社 | | B社 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| | X1年3月期 | X2年3月期 | X1年3月期 | X2年3月期 |
| 研究開発費 | 2,962 | 3,211 | 1,714 | 1,365 |
| 減価償却費 | 122 | 129 | 15 | 14 |
| のれん償却費 | 515 | 515 | 125 | 125 |
| 給与・賞与 | 2,539 | 2,752 | 4,572 | 4,096 |
| 広告宣伝費 | 1,862 | 2,018 | 1,371 | 1,183 |
| 販売促進費 | 423 | 459 | 1,486 | 1,274 |
| その他 | 39 | 90 | 2,146 | 1,046 |
| 合計 | 8,462 | 9,174 | 11,429 | 9,103 |

[資料5] A社及びB社の連結財務諸表におけるリース関係注記

A社

当社又は連結子会社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、工場の機械装置並びに工具、器具及び備品

② リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | X1年3月末 | X2年3月末 |
|-----|--------|--------|
| 1年内 | 35 | 37 |
| 1年超 | 102 | 121 |
| 合計 | 137 | 158 |

B社

当社又は連結子会社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主として、本社の備品

② リース資産の減価償却の方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

| | X1年3月末 | X2年3月末 |
|-----|--------|--------|
| 1年内 | 11 | 12 |
| 1年超 | 29 | 32 |
| 合計 | 40 | 44 |

[資料6] B社のX1年3月期及びX2年3月期のセグメント情報(報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報)

(単位：百万円)

| X1年3月期 | 報告セグメント | | | 計 | 調整額 | 連結財務諸表 計上額 |
|-------------------|---------|-------|-------|--------|---------|---------------|
| | 日本事業 | 中国事業 | アジア事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 13,045 | 6,262 | 6,783 | 26,090 | — | 26,090 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 11,519 | 173 | 39 | 11,731 | △11,731 | — |
| 計 | 24,564 | 6,435 | 6,822 | 37,821 | △11,731 | 26,090 |
| セグメント利益又は損失(△) | 1,435 | 1,094 | 750 | 3,279 | △98 | 3,181 |

(単位：百万円)

| X2年3月期 | 報告セグメント | | | 計 | 調整額 | 連結財務諸表 計上額 |
|-------------------|---------|-------|-------|--------|--------|---------------|
| | 日本事業 | 中国事業 | アジア事業 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 10,430 | 5,388 | 4,973 | 20,791 | — | 20,791 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 8,861 | 133 | 30 | 9,024 | △9,024 | — |
| 計 | 19,291 | 5,521 | 5,003 | 29,815 | △9,024 | 20,791 |
| セグメント利益又は損失(△) | 1,147 | 939 | △470 | 1,616 | △116 | 1,500 |

問 1 A 社及び B 社の X1 年 3 月期における連結上の売上高総利益率及び売上高営業利益率を答えなさい。

計算結果は小数点以下を四捨五入し、整数で表示する。

問 2 上記 **問 1** で求めた X1 年 3 月期の売上高総利益率は、A 社の方が B 社より高いのに対して、両社の売上高営業利益率はほぼ同じ水準である。この要因について、上記[資料 4]を参照しつつ、高級化粧品の製造販売を行う A 社と普及価格帯の化粧品の製造販売を行う B 社との販売費及び一般管理費の構成の違いに着目して答えなさい。

問 3 A 社及び B 社は、共に化粧品を製造しているが、両社の製造に対する考え方は異なっていると考えられる。上記[資料 1]における有形固定資産の残高、上記[資料 3]の総製造費用の内訳及び上記[資料 5]のリース関係注記に着目して両社の考え方の違いを答えなさい。

問 4 A 社と B 社ののれんの残高を X1 年 3 月期と X2 年 3 月期で比較した上で、上記[資料 6]のセグメント情報を参考にしつつ、X2 年 3 月期において B 社の事業に関して会計上どのようなことが生じていると考えられるかを答えなさい。

問題 2 コーポレートガバナンスに関して、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 平成 27 年 6 月に、東京証券取引所は上場企業の統治に関する行動指針としてコーポレートガバナンス・コード(平成 30 年 6 月改訂)(以下、「コード」という。)を定めた。以下の文章は、コードにおけるコーポレートガバナンスの定義である。以下の①から⑥の空欄に入る言葉を答えなさい。

「コーポレートガバナンスとは、会社が、**①**をはじめ**②**・**③**・地域社会等の立場を踏まえた上で、**④**・**⑤**かつ**⑥**・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する」

問 2 以下の文章は、コードの「原則 3-2. 外部会計監査人の補充原則 3-2 ②」において、取締役会と監査役会が、外部会計監査人による適正な監査の確保に向けて対応しなければならないことを記載した文章である。以下の①から④の空欄に入る言葉を答えなさい。

- (i) 高品質な監査を可能とする十分な **①** の確保
- (ii) 外部会計監査人から **②** へのアクセス(面談等)の確保
- (iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席を含む)、内部監査部門や社外取締役との **③** の確保
- (iv) 外部会計監査人が **④** を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

問 3 平成 26 年会社法改正により、改正前は取締役会の権限であった会計監査人の選任議案に関して、監査役会が決定権限を有することになった。このように監査役会の会計監査人選任に対する権限が強化されたのはなぜか、答えなさい。

問題 3 企業価値の評価に関して、以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 企業の価値評価を行う際には、代表的な3つのアプローチ、すなわちインカムアプローチ、マーケットアプローチ及びネットアセットアプローチが考えられる。それぞれの内容を簡潔に答えなさい。

問 2 以下の具体的な6つの評価法は、それぞれ上記 **問 1** の各アプローチのいずれに属すると考えられるか。㉞インカムアプローチ、㉟マーケットアプローチ、㊱ネットアセットアプローチの中から1つを選び、㉞から㊱の記号で答えなさい。

- ①残余利益法
- ②簿価純資産法
- ③市場株価法
- ④フリー・キャッシュ・フロー法
- ⑤類似取引法
- ⑥時価純資産法

問 3 企業固有の知的財産に基づく超過収益力を持つ企業の価値評価を行う際に、最も適していると考えられるアプローチは何か。上記 **問 1** の3つのアプローチの中から1つを選び、その理由と共に答えなさい。

第八問 (100点)

問題 1 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、A 株式会社(以下、「A 社」という。)の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、IT を利用した情報システムの監査計画の策定を担当することになった。A 社は、多品種の製品を少量ずつ生産して販売している。IT を利用した情報システムの監査計画に関する以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 監査人は、監査計画策定に際して、重要な構成単位の IT の利用に関する環境を理解し、重要な虚偽表示リスクの評価の対象とする IT を把握する必要があるが、被監査会社が使用している IT の中から、重要な虚偽表示リスクの評価の対象とする IT を識別する際に考慮すべき事項を 4 つ挙げなさい。

問 2 あなたは、A 社が業務に使用しているシステムの中から、全般統制の評価対象とするシステムを選択することになった。以下の[資料 1]に基づいて全般統制の評価対象とするシステムには、答案用紙に○を、評価対象としないシステムには、×を付して答えなさい。

[資料 1] システム一覧

| システム名 | ユーザー数 | 監査上テスト対象としている、自動化された業務処理統制の提供数 | 出力される、監査上利用する帳票(企業が作成した情報)の数 | 前年度に発生したシステム障害の件数 | 過年度に識別された全般統制の不備の数 | 前年度からの重要な変更点 |
|----------|-------|--------------------------------|------------------------------|-------------------|--------------------|--------------|
| メールシステム | 2,000 | 0 | 0 | 20 | 0 | あり |
| 販売管理システム | 100 | 20 | 15 | 10 | 1 | なし |
| 原価計算システム | 10 | 45 | 30 | 5 | 8 | あり |
| 生産管理システム | 1,000 | 10 | 10 | 20 | 2 | なし |
| 物流管理システム | 100 | 10 | 20 | 20 | 3 | なし |
| 財務会計システム | 30 | 5 | 30 | 0 | 1 | あり |

問 3 IT を利用した情報システムの監査計画の策定に関する以下の[説明文]の空欄 ① から ⑥ に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えないものとする。

[説明文]

監査計画策定時に被監査会社の IT の ① を把握し、② に IT が関係するかどうかを理解し、IT を利用した内部統制のリスク評価手続を実施するか否かを判断する必要がある。

監査計画策定の場合、次のような事項に関して、十分に検討する必要がある。

- ・ IT に関するリスク評価手続の範囲
- ・ 監査法人内の ③ との協議
- ・ グループ監査における留意事項
- ・ ④ への対応
- ・ IT に関する ⑤
- ・ 依頼者の ⑥ の利用

[選択肢]

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (ア) 障害発生状況 | (コ) 稼働環境の理解 |
| (イ) 重要な虚偽表示リスク | (サ) 外部委託(アウトソーシング) |
| (ウ) 中長期計画 | (シ) コンサルタント |
| (エ) データセンター(ハウジング) | (ス) 監査リスク |
| (オ) 監視活動(モニタリング) | (セ) 利用状況 |
| (カ) クラウドシステム | (ソ) リスク評価手続 |
| (キ) 重要性 | (タ) 投資額の把握 |
| (ク) 内部監査 | (チ) 利用度調査 |
| (ケ) IT の専門家 | (ツ) 業務処理統制 |

問題 2 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、B株式会社(以下、「B社」という。)の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、販売プロセスに係る統制リスク評価を担当することになった。「重要な虚偽表示リスク」「重要な勘定」「アサーション」に関する以下の**問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 重要な虚偽表示リスクに関する以下の[説明文]の空欄 **A** から **F** に当てはまる適切な語句を以下の[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。ただし、[選択肢]は1回しか使えないものとする。

[説明文]

重要な虚偽表示リスクは、① **A** レベル、② **B** レベル、の二つのレベルで識別される。

① **A** レベルの重要な虚偽表示リスクは、特定の **B** と必ずしも結び付けられるものではないが、様々な **B** レベルにおける重要な虚偽表示リスクを高めることがある状況を意味する。例えば、**C** の **D** が長期間放置され、ITの **E** が低く会計記録の信頼性について懸念を抱かざるを得ないような場合が考えられる。このような場合には、情報システムが **A** に及ぼす影響を考慮して重要な虚偽表示リスクを識別することが必要である。

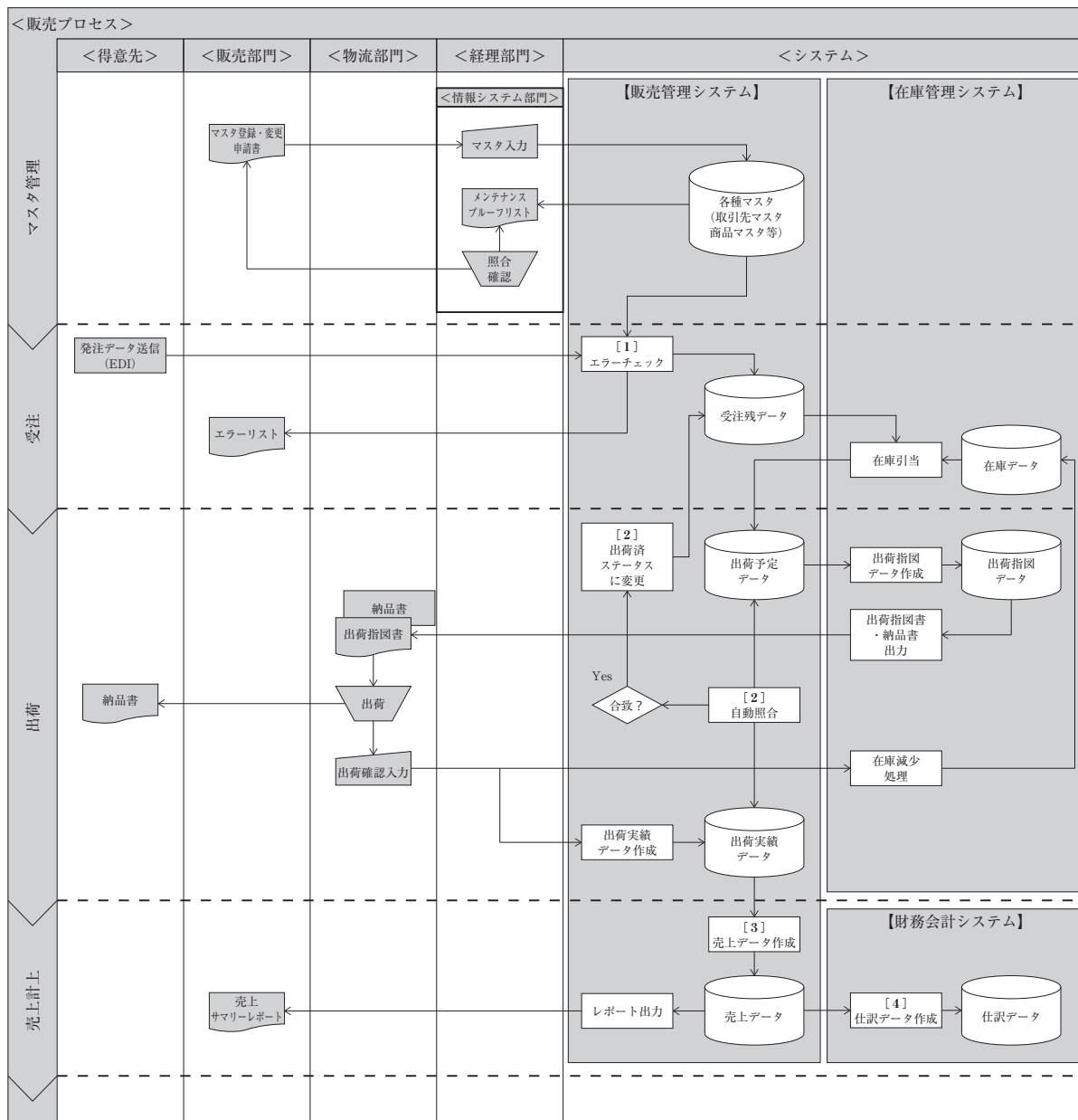
② 内部統制は、**B** に直接的にも間接的にも関係し得るものである。全般統制は、直接には **B** には結びつかず、**B** に直接結びつく **F** を支援することにより、間接的に結びつくことが多い。

[選択肢]

- | | |
|-----------|-----------|
| (ア)個別財務諸表 | (コ)重要な勘定 |
| (イ)機能 | (サ)財務諸表全体 |
| (ウ)内部統制 | (シ)業務プロセス |
| (エ)全社統制 | (ス)全般統制 |
| (オ)全社 | (セ)アサーション |
| (カ)処理能力 | (ソ)連結財務諸表 |
| (キ)検出事項 | (タ)不備 |
| (ク)業務処理統制 | (チ)例外事項 |
| (ケ)安定度 | (ツ)プロセス |

問 2 あなたは、B社が作成した以下の[図1]販売プロセスフローチャートを見ながら、販売プロセスにおいて想定される、虚偽表示リスクに対応する自動化された業務処理統制及び重要な勘定・アサーションとの関係を示す目的で以下の[表1]を作成した。[表1]のアサーション欄の空欄に当てはまる適切な語句を[選択肢]から選び、その記号を答えなさい。なお、[選択肢]は2回以上使用しても差し支えないものとする。

[図1] 販売プロセスフローチャート



[凡例]

□: 自動処理、▭: 手入力、▽: 手作業、○: データ、◇: 判断、⬭: 帳票

[表1]

| | | | | | |
|---------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 虚偽表示リスク | | 有効ではない受注取引が記録されることにより、未発生の売上及び実在しない売上債権が計上される。 | 誤った又は不正な売上日付の入力が行われ、売上及び売上債権が不適切な会計期間に計上される。 | 誤った又は不正な売上単価・数量の入が行われ、不正確な売上及び売上債権が計上される。 | 出荷データが適切に総勘定元帳データに反映されず、不適切な会計仕訳が計上される。 |
| 虚偽表示リスクに対応する、自動化された業務処理統制 | | [1] EDI受注データと、商品マスタ及び取引先マスタ等との自動照合が行われ、エラーとなったデータは「エラーリスト」に出力されるとともに、受注処理が保留される。 | [2] 出荷予定データと出荷実績データは自動で照合され、一致した受注残データは「出荷済」にステータス変更される。出荷日付は入力日のシステム日付が自動で付される。 | [3] 出荷実績データの出荷数量に、マスタに基づいた販売単価を乗じることにより、売上額が計算され、売上データが自動作成される。 | [4] 売上データをもとに仕訳データが自動生成される。 |
| 重要な勘定 | アサーション | | | | |
| 売掛金 | ① | | | ○ | ○ |
| | 権利と義務の帰属 | ○ | | | |
| | ② | ○ | | ○ | ○ |
| | ③ | | | ○ | ○ |
| | 表示の妥当性 | | | | ○ |
| 売上 | ④ | ○ | | ○ | ○ |
| | ⑤ | | ○ | | |
| | 表示の妥当性 | | | | ○ |
| | ⑥ | | | ○ | ○ |

※ 各自動化された業務処理統制に関連する重要な勘定・アサーションの欄に○を付している。

[選択肢]

| | | |
|-------------|-----------|-----------|
| (ア)実在性 | (イ)発生 | (ウ)網羅性 |
| (エ)権利と義務の帰属 | (オ)評価の妥当性 | (カ)表示の妥当性 |
| (キ)期間配分の適切性 | | |

問題 3 あなたは、監査法人に所属する公認会計士であり、3月31日決算のC株式会社(以下、「C社」という。)のX9年3月期の財務諸表監査を担当するメンバーの一員として、全般統制の評価を担当することになった。以下の[資料1]を確認の上、**問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

[資料1] C社が利用しているシステムの概要

| システム名 | システム形態 | サーバー設置場所 | 備考 |
|-----------|----------------------|----------|---------------|
| 会計システム | パッケージ(アドオン・カスタマイズなし) | 自社内サーバー室 | — |
| 販売管理システム | パッケージ(アドオンあり) | 自社内サーバー室 | X9年3月31日まで稼働 |
| 新販売管理システム | 自社開発 | 自社内サーバー室 | X9年4月1日から稼働 |
| 人事給与システム | クラウドサービス(注1) | クラウド上 | 86号報告書入手済(注2) |

- (注1) 1. C社ユーザーは、当該クラウドサービス上で提供されているシステムを利用するのみである。
 2. 人事給与システムはクラウドサービスであり、ベンダー内の全般統制を直接評価することはできないものとする。
- (注2) 受託業務に係る内部統制の保証報告書

問 1 会計システムのプログラム変更管理手続に不備が検出された。以下の[資料2]及び[資料3]を確認の上、当該不備に対して実施すべき監査手続を3つ挙げて説明しなさい。

[資料2] 検出された全般統制の不備

・ C社では、パッケージベンダーから提供されたCD-ROMを本番適用する場合は、事前にユーザー部門責任者とIT部門責任者の承認を得た上で、本番適用作業を行い、事後にユーザー部門担当者の確認を実施することとされている。しかし、会計システムに対して当期中に行われた全てのプログラム変更(2件)について、事前の承認手続及び事後の確認手続は実施されていなかった。

[資料3] 全般統制の不備に関連して、C社担当者から入手した情報

・ 変更プログラムは全てパッケージベンダーからCD-ROMで提供され、C社内ではその内容に変更を加えることはできないが、変更プログラムの本番適用作業はC社で行う必要がある。

・ 変更プログラムは、パッケージベンダーから有料で提供された。

・ プログラム変更の内容は、全て制度対応(消費税の税率変更)のためのものであり、当該パッケージシステムの全ユーザーに対して、広く提供されているものである。

問 2 新販売管理システムは、来期首からの稼働を予定しているため、あなたは一般的な全般統制の評価手続は行わず、開発中のシステムに関する重要な虚偽表示リスクを評価することとした。実施すべき手続を2つ挙げて説明しなさい。

問 3 あなたは、人事給与システムの全般統制に関する受託業務に係る内部統制の保証報告書(タイプ2)を入手した。当該報告書は、日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第86号に準拠したものであり、受託会社監査人の意見は以下の[資料4]に記載のとおりである。報告書に記載されている以下の(1)及び(2)の事項について、監査基準委員会報告書402「業務を委託している企業の監査上の考慮事項」に従って、実施すべき監査手続について説明しなさい。

- (1) 受託会社監査人によって実施された運用評価手続
- (2) 受託会社のシステムに関する記述書に含まれている委託会社の相補的な内部統制

[資料4] 受託会社監査人の意見(概要)

- ・記述書は、X8年1月1日からX8年12月31日までの期間にわたってデザインされ業務に適用されている受託会社のシステムを、全ての重要な点において適正に表示している。
- ・記述書に記載された統制目的に関連する内部統制は、X8年1月1日からX8年12月31日までの期間にわたって、全ての重要な点において適切にデザインされている。
- ・記述書に記載された統制目的の達成について、合理的な保証を提供するために必要なものとして、運用評価手続を実施した内部統制は、委託会社の相補的な内部統制が有効に運用されていることを前提として、X8年1月1日からX8年12月31日までの期間にわたって、全ての重要な点において有効に運用されている。

令和元年度修了考査 試験問題

第九問・第十問 〔公認会計士の業務に関する法規及び職業倫理〕

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この冊子を開くことを厳禁とします。
- 2 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 3 この冊子は、1頁から4頁までとなっています。
試験開始の合図の後、まず頁を調べて、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 4 答案用紙は問題用紙とは別に配付しています。
- 5 答案は配付した答案用紙の解答欄に作成してください。答案作成には、黒インクのボールペン又は万年筆のいずれかを使用してください。ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。
- 6 各答案用紙の左上に記載されている受験番号が自身の受験番号と一致しているかを確認し、答案用紙の各頁の『確認欄』にチェックマーク(✓)を記載してください。受験者の氏名等が書いてある答案は無効となります。
自身の受験番号と答案用紙に記載されている受験番号に相違があれば黙って手を挙げ、試験監督者に申し出てください。
- 7 答案用紙は、必ず切り取り線で切り離し、提出してください。各問の答案用紙が複数枚のものについては、必ず切り離した状態で提出するようにしてください。その際にホッチキスで留めたりしないでください。なお、試験終了後、答案用紙を切り離す時間を設けますが、試験時間中に切り離してもかまいません。
- 8 問題に関する質問には一切応じません。
- 9 試験時間は1時間です。
- 10 試験中は、答案用紙の提出及び試験会場からの退場はできません。
- 11 問題用紙は試験終了後に持ち帰ることができます。
- 12 受験に必要なものは、机上及び机中から撤去し、カバン等にしまってください。荷物はすべて足下に置いてください。試験会場で使用が認められるものは、次のとおりです。
 - (1) 筆記用具
黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、プラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)
並びに修正液及び修正テープ
問題用紙への記入に限り、鉛筆(色鉛筆含む)・シャープペンシル・プラスチック製消しゴム・蛍光ペン・黒インク以外のボールペンの使用も認めます。
 - (2) その他のもの
定規、ホッチキス、下敷き(あらかじめ試験監督者に許可を受けたものに限る。)、時計(通信機能及び計算機能を有するものを除く。また、ストップウォッチ及び置時計の使用は認めない。)、算盤(持ち込みは1台に限る。また、電卓との併用は認めない。)、電卓(基準に合致したもの1台に限る。)
- 13 携帯電話等の通信機器は、電源を切った上でカバン等にしまってください。
- 14 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上試験監督者の指示に従ってください。
- 15 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、試験監督者が答案用紙を集め終わりで、合図するまで、絶対に席を立たないでください。
- 16 不正を行った者には直ちに退場を命じ、受験済みの科目は無効とします。

令和元年度修了

令和元年度修了

令和元年度修了

第 九 問 (50点)

問題 1 金融商品取引法においてインサイダー取引に関する規制(以下、「インサイダー取引規制」という。)を規定している。これに関して、以下の **問 1** 及び **問 2** の設問に答えなさい。

問 1 金融商品取引法第 166 条で規定されるインサイダー取引規制の概要は、以下のとおりである。以下の空欄 **ア** から **オ** に入る適切な語句を答えなさい。

ア であって、上場会社等に係る業務等に関する **イ** を知ったものは、当該業務等に関する **イ** の **ウ** でなければ、当該上場会社等の **エ** に係る **オ** その他の有償の譲渡若しくは譲受け、合併若しくは分割による承継又はデリバティブ取引をしてはならない。

問 2 インサイダー取引が規制される趣旨を答えなさい。

問題 2 以下の(A)から(D)は、インサイダーに関連した事例である。公認会計士 A、B、C、Dのうち、金融商品取引法に違反している行為を行った者を 2 人選び、これらの行為が違反となる理由とともに答えなさい。

(A) 公認会計士 A が所属する会計事務所は、上場会社 X 社(以下、「X 社」という。)と会計指導契約を締結している。公認会計士 A は当該業務を担当していなかったが、当該業務の関連文書のコピー作業の指示を受けた。当該コピー文書に X 社が大型合併を予定している旨の記載があり、それを見た公認会計士 A は X 社の株価が近い将来高くなると考えた。公認会計士 A は、当該合併予定に関する情報が EDINET 上の X 社の有価証券報告書によって開示されたことを確認した直後、同社の株式を購入した。

(B) 3 月決算である上場会社 Y 社(以下、「Y 社」という。)の役員である公認会計士 B は、3 月 20 日に開催された取締役会に出席した際に、Y 社の当期の業績が非常に良好な結果になる見通しであり、直近に開示済みの業績予想に比して経常利益が 2 倍程度になるとの情報を得た。公認会計士 B は、Y 社が業績修正の開示を行う前の 3 月 25 日に、保有していたストック・オプションを行使し、Y 社の株式を取得した。

- (C) 上場会社 Z 社(以下、「Z 社」という。)で執務する派遣社員である公認会計士 C は、経理部に所属している。公認会計士 C は、決算業務に従事して、Z 社の企業集団の財政状態に重要な影響を及ぼす子会社 S 社が訴えを提起されたことを知った。この訴えは、仮に敗訴すれば子会社が倒産する可能性があるほど重要なものであった。そこで、公認会計士 C は、ただちに保有していた Z 社の株式を売却した。しかし、その直後に子会社 S 社への訴えは取り下げられたため、訴えが提起された事実もその内容も開示されることはなく、子会社 S 社が倒産することもなかった。また、公認会計士 C が株式を売却した後、公認会計士 C の予想に反して Z 社の株価は上昇した。
- (D) 公認会計士 D は監査法人に所属しており、上場会社である被監査会社 K 社(以下、「K 社」という。)の監査チームの一員である。公認会計士 D は監査の実施過程で、K 社が自社の業績に重要な影響を及ぼす粉飾を過年度より継続して行っていることを知った。公認会計士 D は、当該粉飾が明るみになる前に、K 社の株式を保有している友人に対して当該株式の売却を薦めた。ただし、公認会計士 D は売却を薦める際に K 社の粉飾について何ら触れなかった。

問題 3 上記 **問題 2** で金融商品取引法に違反した 2 人の公認会計士は、日本公認会計士協会の定める倫理規則における複数の基本原則にも違反している。違反している基本原則のうち、最も関連が深いものを 2 つ挙げて答えなさい。

第十問 (50点)

問題 1 日本公認会計士協会の定める倫理規則や独立性に関する指針では、報酬に関して規定している。以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 倫理規則では、第 22 条において、「会計事務所等所属の会員は、成功報酬に基づいて保証業務の契約を締結してはならない。」としている。

- (1) 倫理規則第 22 条及び注解 19 でいう成功報酬とは何か、述べなさい。
- (2) 成功報酬に基づく保証業務の契約は、どの基本原則の遵守を阻害する要因を生じさせるか、1つ答えなさい。
- (3) 成功報酬に基づく非保証業務の契約では、会計事務所等所属の会員は、基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用しなければならない、とされている。この場合、概念的枠組みアプローチを適用する際のセーフガードの例を 2つ挙げて答えなさい。

問 2 独立性に関する指針第 1 部第 226 項では、「監査業務の依頼人に対して提供する非保証業務に関連し、会計事務所等が、直接的又は仲介者等を通して間接的に請求する成功報酬も、独立性を阻害する自己利益を生じさせる可能性がある。」としている。

- (1) 一定の状況においては、独立性を阻害する自己利益の重要性は余りに大きく、いかなるセーフガードを適用しても、その重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減することができないため、成功報酬に基づく非保証業務の契約を締結してはならない。この一定の状況とはどのような場合であるかを 1つ答えなさい。
- (2) 上記(1)の『一定の状況』以外の状況下で、成功報酬に基づく非保証業務の提供を検討する場合、会計事務所等は、阻害要因の重要性の程度を評価し、必要に応じてセーフガードを適用して、阻害要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準まで軽減しなければならない。このような状況で成功報酬に基づく非保証業務の提供を検討する場合、阻害要因の有無とその重要性の程度は、いかなる事項に依存するかを 2つ挙げて答えなさい。

問 3 独立性に関する指針第 1 部第 223 項は、期限経過の未収報酬について規定している。

- (1) 監査業務の依頼人からの報酬が長期にわたって未払いである場合、独立性の阻害要因は何か、1つ答えなさい。
- (2) 上記(1)で解答した阻害要因を、除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで低減するためのセーフガードの例を 1つ答えなさい。
- (3) 監査業務の依頼人からの報酬は、通常いつまでに支払いが完了していなければならないか、答えなさい。

問題 2 日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針では、会員が従事している監査業務の依頼人に就職することに関して規定している。以下の **問 1** から **問 3** の設問に答えなさい。

問 1 監査法人に勤務して4年目になる公認会計士 A は、入所以来、B 社の監査業務チームの構成員である。日頃から、B 社の経営方針に魅力を感じていたところ、内々に入社につき打診を受けた。仮に、公認会計士 A が B 社への就職を決めた場合に生ずる、独立性の阻害要因は何か、1つ答えなさい。

問 2 上記 **問 1** のように、監査業務チームの構成員が監査業務の依頼人との雇用交渉に入る場合に備えて、会計事務所等があらかじめ整備しておかねばならない方針や手続は何か、答えなさい。

問 3 公認会計士 A が、上記 **問 2** の方針に沿った対応をした場合、監査法人は阻害要因の重要性の程度を評価し、必要に応じてセーフガードを適用し、阻害要因を除去するか、又は、その重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。その場合のセーフガードとして、具体的にどのようなものが考えられるか、1つ答えなさい。